

平成30年小布施町議会平成31年3月会議会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月7日(木) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市村良三君	副 町 長	久保田隆生君
教 育 長	中島聰君	総 務 課 長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教 育 次 長	三輪茂君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 柵 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従いまして、順次質問をお願いします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。

通告に基づいて、3点質問いたします。

まず、1点目、国土調査の地籍調査を行い、現状と公図、土地台帳、登記簿等の不整合を正すことについて質問します。

1、小布施町内で現在の土地の状況と公図や土地台帳、登記簿での記載がずれている、漏れている、違っているなどがあるようです。長期間相続登記がされないなどの事情により発生する所有者不明の土地については、対策が必要です。所有者不明土地の発生や増加には、根本的な対策をする必要があります。

現在、小布施町は空き家対策を行っていますが、実際に空き家となった土地建物は、不動産の持ち主がはっきりしていなかったり、町道があるのに町道が公図に登記されていない場合は、その土地や建物を売ることができないなどの不都合が生じてきます。例えば、町道が通っていて、実際に町道何号線と道路名もありながら、公図には記載されておらずに、他の所有者の土地のままになっているなどです。

土地を宅地として売るには、その土地が町道など公道に面していないと、建築基準法により住宅を建てられないわけですから、土地を売ることができません。これを土地所有者が、実際町道に面しているのだから証明しようとする、相当の努力をしなければならない。経費もかかります。不動産鑑定士への依頼や測量、役所とのやりとりなど、相当の労力と費用がかかります。

町道にしたときの登記などの不備であったための記載漏れであるにもかかわらず、町民の不利益、負担となってくるのは、余りに不合理です。町内の土地の現状と公図、土地台帳、登記簿の不整合の実態がどのようにあるか、どう把握されているか、また、その対応をどう進めているか、お答えください。

次、2番目として、そのような現状と公図など記載の不整合を正すために、国土調査の地籍調査が行われています。

地籍調査とは、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査し、境界の確認、測量、面積の測定を行い、現状に合った正確な地籍図を作成して、明治時代につくられた、いわゆる公図と交換する。そして、台帳である地籍簿を作成する調査であります。未実施の市町村は、長野県内では、岡谷市、下諏訪町、原村、朝日村、小谷村、そして小布施町と、6市町村のみです。地籍調査の必要性について、どう認識していますか、ご答弁ください。

3番目として、29年度の決算では、新たに登記が20件ありました。地籍調査は、市町村と土地改良区が行うものがありますが、土地改良区の地籍調査も行われているのかどうか、よく聞かれます。こちらでも実施をお願いしたいと思います。

地籍調査を開始しても、完結には10年、あるいはそれ以上の相当の年月を要します。地権者も高齢になり、何代も前から登記が行われていない場合には、調査はさらに困難になり

ます。小布施町としても、早目に地籍調査の予算化をして進めるべきと思いますが、どのように考えているのか、答弁を願います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） おはようございます。

小林正子議員の国土調査法に基づく地籍調査の質問にお答えを申し上げます。

ご質問の地籍調査は、1筆ごとの土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、土地所有者等の立ち会いにより土地の境界を確定し、土地の測量、面積の測定を行うことにより地籍を明確化し、その結果を地籍図と簿冊、地籍簿にまとめる調査です。これにより、個人の資産が明確になるとともに、固定資産税の課税客体の適正化が図られることなど、行政運営をしていく上で、町行政区域内の土地を適切に把握しておくことは必要と考えております。

地籍調査の目的、趣旨等を踏まえまして、それぞれの項目についてお答えを申し上げます。

1点目の現状と公図の不整合による不都合をどう把握し、どのように対応しているかについてです。

現状と公図の不整合につきましては、土地の境界立ち会いや、住民や企業の方からの食い違いがあるとの申し出や相談があり、把握をしております。

まず、現在の公図ができた経緯を説明させていただきます。

もともと、土地の位置や形状を示す情報として法務局に備えられている公図は、明治6年に政府が全国で同じ基準で税を集めることで、安定した収入を確保することを目的に制定した地租改正条例に基づき作成された地図をもとに作成されたものです。比較的精度のよいものになりましたが、面積については、地租改正時の面積をそのまま引き継いでいます。

本来が徴税の資料として作成したものであるため、地目により測量精度が変わったり、測量方法や機器もまちまちでした。そのため、公図と現況が完全に一致するという事は、なかなかあり得ませんでした。土地の分筆等に伴う境界立ち会いにおいて、明らかな不整合箇所がわかった場合については、関係者の同意が得られたものは公図訂正等を行い、対応してきています。

繰り返しになりますが、公図はその土地の位置や形状を示すものですので、それにより土地の面積が決まるものではなく、土地の面積を示した地積測量図がある場合には、それを用いることとなります。

質問の中で、先ほど、町道として認定してあるけれども、公図上に線が入っていないというご質問がありました。これにつきましては、現在100件余りの未登記物件等がございまして、当時、相続ができていなくて相続人が確定しない、また地積測量図がない等の理由により、そのような状況になっている場所等もあるかと思っておりますので、また個別にお教えいただければ、こちらのほうで確認をして対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の地籍調査の必要性をどう認識しているかについてです。

前段で申し上げましたように、地籍調査は、町行政区域内の土地を適切に把握するための有効な一つの手段であると認識はしております。しかし、地籍調査を実施するためには、多額の経費と、それに携わる職員が必要となります。

数年前に、山を除いた平たん部分の約15平方キロメートルの実施経費の見積もりをとったところ、総額で5億円とのことでした。また、実施市町村に、地籍調査に携わる職員数を確認したところ、2人ほどとのことでした。

地籍調査に準ずるものとして、国土調査法第19条第5項の調査があり、町では、小布施土地区画整理事業地、東町第二土地区画整理事業地で実施をされております。平成17年3月に施行された新不動産登記法では、土地の分筆をする場合の全筆測量が義務づけられています。

現在、国道403号整備に伴う関係地の境界立ち会いが実施され、境界の確定作業が行われており、一定の区域が地籍調査と同じ精度を持つものと思っております。地籍調査につきましては、財政面や人的な面も含め、今後研究をしてみたいと思います。

3点目の早目に計画を立てて進めるべきではとのご質問です。

ご質問の中にありましたように、平成29年度には、町で行った嘱託登記は20件でした。嘱託登記に際しては、相続がされていない土地等がある場合には、町で相続関係を調べ、購入する土地については相続手続をして、所有権移転を行っています。議員ご心配のように、相続がされていない土地や所有者不明の土地があることが指摘をされております。

これらの状況を踏まえ、国では、本年2月19日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議を開催し、所有者不明土地そのものを減らしていくために、相続登記の義務化を含めた登記制度など、来年までに必要な制度改正を進めるよう指示がされたところです。町としましては、これらの制度改正の動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 地籍調査には、財政面で大変多額なお金がかかるというような答弁がありましたけれども、これについては、国や県の補助金制度があるというふうに思います。そういう点で、その補助金が、補助金制度を利用しながら、なるべく早目にやっていく。

それと、この所有者不明土地対策推進のための関係閣僚会議が持たれて、これが、2020年度中には法的な整備がされるだろうというふうにいわれていますけれども、その前にもきちんと、町として計画的にやっていくという、計画を立てるという点ではどのように考えているのか、その2点について再質問します。

○議長（関悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

地籍調査につきましては、ご存じのように、国庫補助金2分の1、県補助金が残りの2分の1、その残りが市町村の負担ということになります。その残りにつきましても、8%が交付税措置がされるというふうにいわれてはおります。

それらを含めまして、実質負担額については、5億円のうちの5%ほどになるという試算にはなっておりますが、実際にそういうふうになるかというのは、確実な面等もございませんので、全体的な行政、財政の状況を見ながら、関係部署と調整をしながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの2020年度までに抜本的な見直しをするという状況ですが、これにつきましては、2020年度から、次期の国土調査業務10カ年計画というものを施行します。それに伴いまして、昨日ですが、県を経由しまして、町のほうに小委員会での検討内容についての町への意見照会がきております。

内容等、まだ精査等できていないもので、どういう回答するかということは、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいかと思いますが、そのような状況の中で、小委員会のほうでも、現在民間で実施をしております地籍調査のデータ、そういうものの精度が上がってきているという中で、地籍調査の活用ということも視野に入れているということになりますので、そういう中では、経費も大分削減ができてくるのではないかなというふうに考えておりますので、そういうものを含めまして、なるべく早く、議員おっしゃるような計画といたしますか、前向きに、何年から実施できるかとか、そういう資金計画も含めて、また人的な面も含めまして、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまの点については、早急をお願いしたいと思います。

次に移ります。

2点目、この冬、野鳥が大群化しています。その原因と対策について質問します。

この冬、ムクドリと思われる野鳥や、通年のカラスやスズメなどが町内各所に大群をなしており、群れのねぐらとなった周辺の皆さんは困り果てています。大群の下を車で通過したときに、車がふんで真っ白になり、急いで水で洗い流そうとしたが全然落ちないんだと憤慨していました。町にも、そうした野鳥の大群に関する苦情が寄せられていると思います。

ねぐらとなった電柱、電線の下は、大群のふんで白く汚れています。町内の各所に見られます。特に、夕方にムクドリの大群が飛び回っているのに遭遇してしまったときは、怖くなります。また、電線やリンゴや栗の枝にびっしりととまっているのは不気味で、鳴き交わす声も相当なものです。

私より若い女性の農家の方は、こうおっしゃっていました。畑で1人で仕事をしていると、カラスが数羽で近寄ってきて、頭の上で攻撃を仕掛けてくる。恐ろしいので、父ちゃん、仕事はしないでいいから、立っているだけでいいから、一緒に畑に行くと頼むんだよと。父ちゃんが一緒にいると、カラスは遠くで見ているだけで、攻撃は仕掛けてこない。女だと思ってばかりにしているんだよと怒っていました。

電力会社やNTTでも、鳥がとまりにくい電線などの対応を一部しているようですが、野鳥はほかに移動するだけで、根本対策にはなっていません。通年のカラスの大群や冬期のムクドリの大群への対応はどうとられているのか、答弁ください。

2つ目として、近年のムクドリの大群化には、リンゴなどが収穫されないまま、あるいは台風で落下した実をそのままにしているのが、ムクドリにとって、冬期の格好の餌になっているのではないかと話す方もいらっしゃいます。

町内には、野鳥の研究をされている方もおられます。そうした皆さんの野鳥の生態や習性などに関する知見も寄せていただいて、対策を講じていただきたいと思いますが、どうお考えか、答弁ください。

○議長（関悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議員ご指摘のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年秋ごろから、町内各所の街路樹や電線にムクドリなどの群れがとまっていることが

確認できております。

なぜ夕方になると集まるのかという点については、ムクドリは農作物に被害を与える害虫を捕食する益鳥とされ、人間と共生してきた存在です。本来、人里に生息し、里山の敷地林や屋敷林などをねぐらにしていたとされています。最近では、そういう場所が開発により少なくなり、天敵である猛禽類や蛇などから身を守るために、町部の街路樹など、ねぐらにしやすい場所に集まるようになってきているようです。

ムクドリの繁殖期は年に一、二回あり、この時期は、つがいのムクドリは群れから離れ、人家などに巣をつくり始めるため、春から夏の間は大きな群れをつくることはないようです。初夏までは繁殖期で、家族規模の小集団で、初夏以降に大群化していくようです。

したがって、急に大量発生しているわけではなく、もともといたムクドリたちが特定の場所に集まってくるので、急に大発生しているように見え、被害の影響も大きくなると考えられます。

夕方に集団のねぐらをつくるためには、10から20キロほどの範囲から集まってくるようで、特に冬は気温が下がるため、数千羽だった群れが何万羽にもなってねぐらをつくり、その現状が議員ご指摘の状況であり、特に電線にとまった下の道路は、ふんにより白く汚れている状況となっています。

対策としては、狩猟や有害鳥獣駆除も有効な駆除手段と考えられます。昨年、茨城県つくば市の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において、町職員が、カラスの生態及び被害対策について視察の機会があり、わなでとる地域に比べ、銃でとる地域のカラスのほうが人を警戒するとの話を担当研究員から伺っております。すなわち、鳥の対策として、銃を使うことができれば、効果が上がるとのことです。

しかし、公道、公園等、寺社境内、墓地等は狩猟禁止区域でありまして、加えて、住居が集合している地域、広場、駅など、多くの皆さんがお集まりになる場所も狩猟ができないこととなっており、町行政として、捕獲するなどの有効な手段を打てないのが現状でございます。

ムクドリのふん被害については、昨年の暮れに町なかの自治会から相談があり、電線を管理している中部電力に相談をしたところ、電線に鳥がとまるのを防ぐ装置を設置していただきました。ただ、中部電力担当者の話によりますと、議員ご指摘のとおりでございますが、完全にとまることのないというわけではなく、あくまでも、とまりにくいものであるということございまして、これをつけたことによって、ムクドリが姿を消すわけではなく、少し

離れた隣の電線や街路樹などに移動するだけであるとのことでもあります。

しかし、こういった対策は、防止手段の有効なものの一つと考えておりました、今後も対応してまいりたいと考えております。

なお、先行している自治体では、市街地に飛来させず、また大集団にさせないためには、小集団のうちに追い払うことが効果的というようなことでありまして、ムクドリを撃つときなどには、大きな音を出すなどの追い払いとともに、市への情報提供というような呼びかけを行っております。

このため、町でも町民の皆さんに、この場をおかりいたしまして、小集団のうちに追い払うことを心がけていただきたいということで、お願いをしていただきたいと思っております。具体的にできることとしましては、手をたたくとかバケツの裏をたたくなど、非常に限られた方法ということしかご提案できないわけですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目のご質問でございます。

町で把握している、町内で野鳥に詳しい方にもお聞きしてみましたが、有益な情報は得られておりません。町内に、野鳥などについて知見をお持ちの方、特に、先ほどのお話にありますように、餌となる果物が収穫されない、そういったことについて、有効な知見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非効果的な方法など、お教えいただきたいと考えております。

町といたしましても、今後も駆除や防除の方法について情報を集めまして、より効果的な防止対策を研究してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 小集団のうちに追い払うことが効果的というのは、そのとおりだと思います。

まず、小集団で移動しながら大群化している状況を見ますので、そのとおりだとは思いますが、そのときに大きな音を出すというのは、なかなか1人で出すというのは恥ずかしいものがあったり、それから、そのときに何も持っていなかった、手をはたくだけでも効果があるということですが、なかなか小集団のときでも、ムクドリはどうかわかりませんが、カラスなどで、そういう音を出したりしても、反対に攻撃をされて、頭の上でふんをされたりとかするんですね。

そういう点では、何かもっといい方法がないかと思うんですけれども、そのとき見つけたときに、数人でやれば、ちょっとは効果があると思うんですけれども、1人でやるというのは、かなりの勇気が要ったりするので、そういう点での方策という点で、少し考えていただきたいと思います。

それとまた、小布施町でも野鳥の研究をされている方、その先生には、ちょっとまだ話していないので、この方はどうかということはこちらでは言えませんが、そういう方も、大分昔から研究をされているというお話はお伺いしているんですけれども、そういう方にも、やはりこういう点で、いい方法がないかということで情報を得るといことも、大切なことだというふうに思います。

それで、そういう、本当に、野鳥の会の方たちとも相談、小布施町には野鳥の会という方、会があると思うんですけれども、そういうのは小布施町にはないのでしょうか。もしあったとしたら、そういうところでも相談するということが大事だと思うんですけれども、そういう点でも、どのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのご質問でございますが、大きな音を出すなどということについて、若干、町なかですと恥ずかしいとか、そういうことはあるかと思います。町でも、ホームページや同報無線なども活用いたしまして、そういったことについて、町民の皆さんに理解を求めていくように努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

さらに、情報の収集ということですが、野鳥の会などについては、今、正確に把握できておりませんので、今後しっかりと、関係の皆様からお話を聞けるように、町としてもアンテナを高くして、情報の収集に努め、有効な、カラスを含めた対策を考えていきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 町民の方からお話をお伺いしますと、冬の間は大群で、大変危険な状態になるけれども、春になると、土起こしをしたりしたときに、その鳥たちが虫を食べてくれる、掘り起こした土に出てきた虫を食べてくれるので、それはそれで有効な鳥になるんだよというようなお話もお聞きするんですけれども、そういう点での対策というのを、かなり厳しいとは思っているんですけれども、ぜひ考えていただきたいと思えますけれども、どのように考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまご指摘いただきましたように、農家の農業の活動において、有益な益鳥という評価は、ムクドリについてはありまして、それについては、大切なこと、小布施町のような環境にとっては大切なことというふうに考えております。

ただ、冬場は大群であって、春場分散したときに、そういうことで有効なものであっても、冬場において余り影響があるようでは、何らかの対策、畑などにおける捕獲なども必要なのかなというふうに考えますので、有害鳥獣駆除等の観点も含めて、対応を検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3点目の沖縄県民投票に示された民意を酌み取る姿勢のない政府を町長はどう考えるかについて質問します。

ご承知のように、2月24日に行われた沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、新基地反対の民意が圧倒的多数で示されました。投票の結果は、反対が43万4,273票で7割を超えました。これは、沖縄県知事選挙での翁長雄志さんの36万票、半年前の玉城デニーさんの39万6,000票を大きく超えての43万4,000票です。これまでを上回る民意が上書きされる結果となったと私は思います。

沖縄県民投票の結果から、町長は、沖縄の辺野古新基地建設への民意が示されたと見ますかどうか、どのように考えていますか、ご答弁をお願いします。

次、2番目に、民主主義の政治で、地方の民意はどう生かされるべきかについて質問します。

安倍晋三首相は、真摯に受けとめると言いながら、沖縄の基地負担の軽減に取り組む、新基地建設の計画は変えないと言っています。計画を変えないどころか、埋め立てを休まず続けています。

沖縄県民投票で問われたのは、基地負担軽減という一般ではなく、辺野古埋め立てそのものへの賛否です。今回もまた、安倍首相はすりかえをして、国民をごまかそうとしています。町内でも、お年寄りのお茶会など、さまざまなお話されているようですが、あんなに反対しているのにひどいねなど、あちこちで語られているとお聞きしています。

国は投票結果を踏まえて、まずは埋め立てを中止し、沖縄県と話し合うべきです。そして、アメリカに対して、地元の理解が得られず、辺野古新基地建設はできないと交渉するのが、日本の政府として、本来の姿であると考えます。

4年前の1月、私は辺野古の座り込みに参加しました。損得抜きで、沖縄にこれ以上の基地はつくらせないというのが、皆さんの譲れない決意だと強く感じました。世界一危険な普天間基地は即時閉鎖、沖縄・宜野湾市の市民に返還するべきだと思います。海兵隊は沖縄から、日本から撤収することが、解決のただ一つの道だと確信しています。これは、沖縄の皆さんも、このようにお話をされていました。

しかも、アメリカ軍海兵隊の辺野古新基地をつくっているのは誰でしょうか。米軍がつくっているわけではありません。日本国民の血税を使って、アメリカ軍の基地を日本の防衛施設庁がつくっているのです。こんなばかばかしいことがまかり通っているのです。もしアメリカの予算で建設するとしたら、トランプ氏なら、軟弱地盤の対策に巨額のアメリカ予算をつぎ込むことに業を煮やして、辺野古基地計画を撤回するような問題になります。

このような、地方の民意を酌み入れるとって、実際は無視する政治は、地方自治も民主主義もあつたものではない、危険な独裁者の国になってしまいます。町長は、地方の民意が生かされる政治とはどういう政治だと考えていますか、答弁ください。

3番目に、翁長知事も玉城デニー知事も、辺野古新基地反対の沖縄の民意を酌み取った政治を政府に求めています。同じ地方自治体の長として、地方の民意、沖縄の辺野古新基地反対の民意を酌み取った政治を進めるよう、政府に進言してほしいと切に思うのですが、どのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さんには、早朝からありがとうございます。

ただいまの小林正子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず最初に、非常に難しいご質問をいただいたなというふうに思っております。それは、非常に国政レベルの問題でありますし、それから、町、市町村で、なかなか決めにくい問題でもあるからであります。

県民投票に関する質問で、第1番目の県民の民意が示されたと見るか、2番目の民主主義の政治で地方の民意はどう生かされるか、3番目の同じ地方自治体の首長として、辺野古基地反対の民意を酌み取った政治を進めるように進言してほしいが、どう考えるか、一括してお答えを申し上げたいと思います。

沖縄県民投票につきましては、過去にも、ご案内のとおり実施されており、日米地位協定

の見直し及び基地の整理・縮小に関する県民投票がございました。都道府県レベルでは初めてとなる県民投票で、平成8年9月4日に行われました。今回も、地方自治法第74条に定められた条例制定の直接請求を受け、県民投票に係る条例、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例、これは平成30年10月30日に交付をされました。その後、条例を31年1月31日に一部改正をし、先月の2月24日に県民投票を実施しております。

県民投票の内容は明確で、賛成と反対に、どちらでもないというものを加えて選択するものであります。条例制定及び県民投票の実施自体が既に、沖縄県民の皆さんの意思を受けて行われたものだというふうにいえます。

結果が、投票率52.48%、反対が72.15%から見ても、議員がご指摘をいただいている、大勢の皆さんが反対票を投じたということは間違いないというふうに、私自身も思っております。

しかしながら、ご案内のとおり、この条例の施行に際し、当初、賛成と反対の二者択一であったところから、投票を実施するための補正予算案が一部の町村で否決をされました。このために、賛成と反対に、どちらでもないを加えた三択とする条例改正案が成立したことから、ようやく県民投票が沖縄県全市町村で実施された経緯があります。

どちらでもないとした方は8.75%おいでになり、賛成や反対に帰結できない事情なども含んでいるのではないかというふうに思われます。また、賛成とした方は、約5分の1に当たる19.10%であります。前回の日米地位協定の見直し及び基地の整理・縮小に関する県民投票は、賛成と反対のみの投票で、賛成者が89.09%だった結果に比べると、一つに決めかねる複雑な状況も、またうかがえる状態だというふうにも感じております。

地域の民意を大切にするという事は、もちろん一番大切なことであります。しかし、この問題では、国が専権事項としている国防、外交などの問題であり、辺野古移設が唯一の解決策という国の考えと沖縄県民の選択が真っ向から対立しているという図式だということも認識をしております。

県民の選択を地域の民意というふうに思える、一方では、国は国が果たすべきことを進めているという主張でもあります。沖縄の皆さんと寄り添っていくことを国も明言しており、この辺は今、議員からもご指摘がありましたけれども、ぜひ対話の中で解決を願うものであります。

繰り返しにはなりますけれども、沖縄県の中でも複雑な事情があることが推測できます。生活の中に米軍基地があり、そこが生活の糧を得る場所になっていらっしゃる方もおいでに

なり、辺野古を初め沖縄の自然保護を大切にされる方、あるいは、少し遠くなってはしまいましたが、戦争体験から本州、アメリカに対し、さまざまな気持ちをお持ちになる方などが、非常に重い気持ちや考えが積み重なったの賛成、反対、どちらでもないの選択であり、私たちも含めて、基地のない地域の皆さんも、しっかり自分事として、実情把握ということをするべきだというふうには思います。

もちろん、私個人としての個人的な見解はございますけれども、町長として見解を述べよということがございます。それは、小布施町を代表する者の発言、すなわち町の総意と受け取られる考えを表明することになります。簡単に小布施町長が、公の立場から申し上げることのできない気持ちであるというふうに考えております。ご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、こういうご答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 私が沖縄へ行ったときにも、大変沖縄の方たちは、座り込みをしながら、また、日本の本土からの機動隊の方たちが、それを妨害しようとして立ちはだかっている中で、私も行ったんですけれども、そのときに、沖縄のある、その当時は86歳でした、今は90歳になりますけれども、そのおばあちゃんがおっしゃっていました。沖縄が、6月23日に日本兵が撤退した後、物すごい被害が沖縄の本土全体にありました。それは、6月23日で日本が降伏をしていたら、その被害はなかっただろうにという、その6月23日以降の被害が物すごかったというようなことをおっしゃっていました。

そういう点から見ても、なぜ私たちが日本の捨て石にされたんだろうということが、すごく心の中に残っていて、私は長野県に二度行きました。二度来たときに、その二度来たということは、どこに来たのかといたら、松代大本営跡に来ました。そこで、長野県内の小・中学校で講演してほしいと言われて、何度か講演にも伺いましたというお話をお聞きしました。あれが原因、私たちが捨て石にされた原因だったんだということがよくわかったというお話をお聞きしました。長野県も決して、沖縄の人たちの苦しみを無駄にはできないというふうに私は思います。

それと、沖縄には基地があるために、戦争が必ずやってくるというお話もお聞きしました。ベトナム戦争があったときに、沖縄からベトナムへ、どんどんとアメリカ軍の飛行機が飛んでいきました。そのときに、ベトナムの人たちから、沖縄は鬼だと言われたそうです。

何で私たちが鬼だと言われているのか。それは、沖縄にアメリカの基地があって、アメリカの基地からどんどんと兵隊が飛んでいったから、私たちにも責任があるんだというふうに言われたそうです。

そのときに、私、行って、初めて知ったんですけども、沖縄の高江にベトナム村というのがありました。ベトナム戦争のときに、ベトナム村というのをつくって、それで、そこで、ベトナムの人たちがどういう暮らしをしているのかということ、そこへ実験をしながら、アメリカ軍の戦争計画を立てたそうです。そのための基地にされていたんだということも、そのときにお話をお聞きしてきました。

そういうように、沖縄は何度も何度も苦しめられてきた、それで、日本に返還されたときに、これでやっと日本の憲法が私たちにも入ってくるんだということが、とてもうれしかったというふうに、沖縄の方たちからお話をお伺いしてきました。

そういう沖縄の人たちが、本当に日本の憲法が生きているのだろうかというふうに感じたときに、私は、まだまだ沖縄には戦争の傷跡が残っているなというふうに強く感じています。そういう点で、沖縄の人たちが、新しい基地はつくってほしくないという、これが沖縄の人たちの民意だといふふうに考えております。

そういう点で、私は、ぜひ沖縄の民意が生かされる政治、政府の人たちがそれを考えていてほしいというふうに考えています。

町長は以前、私、オスプレイの問題で、議会で質問したこともありますし、また、2012年9月27日付で、私どもの日本共産党の新聞赤旗で、「今言いたい2012年」という連載コラムの取材に応じて、「オスプレイは私が町のこととして」と題して、お話しされています。当時、小布施上空を超低空で米軍輸送機が旋回飛行をし、オスプレイが沖縄に配備された直後のことでした。

そのコラムの中で、町長は、国の姿勢を変えるのは世論です。人々の声で、米軍低空飛行訓練や基地問題も、沖縄のことだということではなく、私たちも自分のこととして声を上げることは大切なことだと思いますと述べられていました。まさに、私は名言だと思っております。町長の見識に対して、私は誇りに思いました。

そして、2012年から5年後の2017年3月、その米軍のオスプレイが小布施の上空を何度も何度も通りました。何の前触れもなく飛行したのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。議会中にも上空を飛び、物すごい爆音を鳴らしました。

地方の反対の意見に耳を傾けず、表向き、真摯に受けとめると言いながら、実際は一方的

に国の方針を押しつける。そんなやり方を許せば、どの自治体でも同じことが起こり得るということを、オスプレイの飛行はやってみせたのでした。

このような、民意をきちんと、世論をきちんと国に言っていく町長に、私はぜひ、そういう町長でいてほしいと思います。そういう点で、再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 小林議員の再質問にお答えを申し上げます。

私は、沖縄にはたびたび伺っております。議員も4年前に、辺野古反対のあれにつかされたというようなことでありますけれども、どちらかという、沖縄における観光というよりも、視察や見学の機会を非常にいただいております。

今、辺野古の移設が大変問題になっておりますが、沖縄は41市町村があり、その中に基地が33あると思います。ということは、ほとんど沖縄のどこの地域にも基地があるという現実であります。

中でも、随分基地も見学・視察をさせていただき、いろんなお話を聞くこともできました。例えば嘉手納基地だと、ほぼ小布施町と同じぐらいの面積が基地になっているという現実、さらに、普天間は非常に危ない、人口が集中した中で、真ん中に基地があって、人々の上を飛び交うというような現実、それから、まだ、移設というのが決まった後でありますけれども、手つかずの普天間の青い海も拝見をさせていただきました。現地の皆さん方、これは、一部には、こういう形でやっていかなければという人もおいでになりましたし、基本的に反対という方もおりました。できるだけお話も伺ってみました。

そうした中で、戦中・戦後、もっと言えば、琉球の時代からそうかもしれませんけれども、沖縄の皆さんが大変受けられてしまった苦難の歴史、それから負担、こういうことを思うときに、私たちは沖縄の皆さんの、ある意味での負担の上で、安心というか、安全の生活を送っているのだなという、そういう気持ちというのは非常に強く持っております。

そういう気持ちであることは、私自身は強く思っております、これに国政がどういうふうに寄り添っていくんだということは、非常に重要な問題だと思いますし、先ほど、ぜひこれ、対話を続けていただきたいなという強い気持ちがございます。

ですけれども、先ほどのオスプレイのお話がありましたけれども、これは直接、小布施にとっても非常に危ないという話でもありました。ですけれども、例えば、町民の皆さんに、いきなり小布施の皆さんに、沖縄の基地についてどう思われるかというふうなことは、まだそういうあれにはなっていないのではないかなというふうに思います。

ですから、個人的な見解はもちろんありますし、沖縄の皆さんに申しわけないという気持ちも個人的にございます。けれども、小布施町を代表する意見として、それを表明していくことはできないと、先ほど申し上げたとおりであります。

このことは、小布施町議会でも、ぜひ一つの議案として、議案というか、内部でのお話として、活発化されることを願っておりますし、私もできるだけ、町民の皆さんにそういうことをお話をしていきながら、表明すべきときがきたら表明させていただきたいというふうに思います。

現時点では、そういう段階ではなく、国と沖縄県の十分な話し合いをご期待し、見守らせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 先ほどお話ししましたように、高齢の女性の方たちが、いろんなところでお茶会を、女性たちでお茶会をやっているという、そういう中で、小林さん、今回質問してくれたの、とてもうれしいことが一つある。それは、沖縄の民意が示されているかどうかという質問が、私たちにとって、とてもうれしいというようにお話を伺いました。

そのおばあちゃんたちの話は、沖縄の人たちがあれだけ反対しているのに、国が知らんぷりするというのは、やっぱりおかしいよ、やはり、私たちの小さな声を一つ一つ集めて、それが小布施町の議会で発言してもらえるとというのは、とてもうれしいというふうに、おばあちゃんたちが話していました。

そういう点で、私は今回、本当に、沖縄の人たちがあれだけ反対しているのに、どうして国は言うことを聞かないんだろうと、聞く耳を持たないんだろうという、おばあちゃんたちの声にも励まされて、町長に質問をしていったんですけれども、それで、私たちの小さな意見が大きく世論になってくれると、本当に国が動いてくれるかなというようなこともおっしゃっていましたので、そういう点で、再度お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再々質問にお答えを申し上げます。

私も意識的に、町の中でも伺うことが多いので、小さな集まりに伺うことも多いので、そういうことを話題として出してまいりたいというふうにも思います。これからもよろしくお願いたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

[4番 小西和実君登壇]

○4番（小西和実君） 通告に基づきまして質問いたします。

今回は、小布施町を訪れる皆さんをお迎えする玄関口であり、町民の皆さんにとっても、生活の中での重要なランドマークでもある小布施町の小布施駅周辺の活性化について質問いたします。

小布施町が目抜き通りである国道403号については、雪により歩道が歩けず、車道を歩かなければならない。段差が多く、子供やお年寄りが転倒しやすく、けがをしてしまう危険性が高いという問題が現在もあります。

このような、小布施町で暮らしている皆さんのために早期に解消すべき課題があることから、国道403号の整備については、これまで幾度となく、何度も質問を行ってまいりました。

こちらの国道403号の新しいあり方についての検討は、私自身も参加しておりますが、最近の一、二年でかなり進展があり、新しい取り組みの形が具体的に見えるようになってまいりました。しかし、小布施駅前の活性化というテーマについては、ほぼ同時期から、町政や文化観光協会、商工会との関連で小さな動きがあったものの、いまだに何の新しい形も見えずに、具体的な進展もないまま、今日まで何年も会議も開催されることなく、放置されてしまっております。

平成23年12月会議で小布施駅整備等の推進を、平成24年9月会議では第2町並み修景事業以後の今後の町全体の修景事業の展望は、また、平成25年12月会議では、速やかに駅前修景への着手をとということで、これまで質問させていただきました。

この平成24年9月会議の第2町並み修景事業以後の今後の町全体の修景事業の展望はという質問に対して、市村町長は、今後は駅前周辺を検討していくと答弁されています。また、同じ平成24年9月、同じ会議なのですが、大島孝司議員の第3町並み修景事業の基本構想はという質問に対しても、第3町並み修景事業は駅前を考えたいと、市村町長は答弁されてお

ります。

そこから2年、3年たったところなんです、町報の平成27年1月号の年頭挨拶で、ことしの重点施策として、第3の町並み修景事業も視野に入れ、進めていきますと発表されました。このような経過の中で、平成27年3月会議の一般質問で、私は、第3の町並み修景事業についてという質問をさせていただきました。

これまで、駅前活性化へつなげるための質問を4回ほどさせていただき、第3修景事業という観点も含めて質問させていただいておりました。このような背景で、平成24年の最初の答弁から既に7年近く、そして、平成27年の市村町長の年頭挨拶からも、既に4年が経過しております。いまだに何の会議等も開催なく、放置されてしまっているというのが現状です。

にもかかわらず、今回の議会に上程された来年度予算では、小布施駅に設置されている文化観光協会の人件費を1名分削減しようとしているということがあるなど、駅前を活性化させていくという機運に逆行した対応を行おうとしているように見受けられます。

ただ、8年前ぐらいだと思うんですが、2011年ごろに、駅舎からア・ラ・小布施、まちづくりのすばらしい会社であるア・ラ・小布施が運営していたコミュニティスペース六斎舎が撤退しまして、そのとき、文化観光協会が入ったわけですが、その当時から観光協会は、現在大きく町の税金で支援されているが、数年後には自主財源により自立するという方針が、その都度、予算委員会でも公言されていたので、当然という部分もありますが、ただ今回、私たち予算案を知る中で、唐突にやっぱり、事前の打ち合わせ等、計画が特に知らされることなく、突然の断行であったというようにも見えてしまいました。

このあたり、よくわからないところもあるのですが、このように、小布施町の玄関口である駅前にささやかな彩りを添えようと、いろいろな活動がされているところもありますが、既に結構な時間が過ぎてきてしまっております。

これまでたびたび、一般質問の場でも問題提起を行っていますが、今後の小布施駅前の発展について、再度、2点お尋ねいたします。

1つ目は、小布施駅周辺の現状をどう捉えているのか。

次に、第3修景事業という可能性も踏まえてですが、将来的に小布施駅周辺をどう活性化させていくのか、お尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小西議員の小布施駅前活性化の現状についての質問にお答えを申し上げます。

議員におかれましては、町の玄関口・小布施駅前の活性化につきまして、さまざまなご指摘やご提言をいただくとともに、議員みずから活性化にお取り組みいただいておりますことに感謝を申し上げます。

小布施駅前の活性化につきましては、多くの議員より質問をいただき、その都度お答えをし、対応してきておりますが、将来を見据えた対応とはなっていない状況だと感じております。

町としましても、車から公共交通機関への転換が進んでいる状況などを踏まえ、現在進めています国道403号の整備の延長上に位置するものと考えており、駅を降り立った方々を町なかへご案内する重要な箇所と認識をしております。

これらを踏まえまして、1点目の小布施駅周辺の現状をどう捉えているかについて、お答えを申し上げます。

駅前につきましては、小布施駅の改築に合わせ、昭和60年度に駅前広場を整備しておりますが、その後は商工会館の建てかえや県道の歩道整備などが行われてきました。平成23年には、小布施文化観光協会が中心となり、駅前周辺の住民の方々や長野電鉄さんも参加されて、小布施駅前検討委員会を立ち上げられ、活動をしていました。

平成26年9月には、町から委員の皆さんにお声かけをし、課題や今後の方向などについて話し合いを行っています。しかし、先ほどご質問の中にもありましたように、その後につきましては、活動がされていない状況となっているようです。

現状をどう捉えているかということですが、駅前の歩道整備が実施されたのみで、本来の目的である駅前の活性化とまではなっていないと思っております。

2点目の将来的にどう活性化させていくかについてです。

前段で申し上げましたように、小布施駅は町の玄関口でもあり、現在進めています国道403号の整備の延長上に位置するものと考えております。また、平成27年3月会議の議員よりの第3の町並み修景事業の一般質問でも、駅前地区も一つの候補とお答えをいたしております。

地域の活性化については、行政主導ではなく、そこにお住まいの方々の発意から発展するもので、行政は側面からの支援と思っています。例えば、平成21年度から23年度にかけて、中町地区で実施されました第2町並み修景事業は、中町地区の住民の方々の発意により実施

された事業であり、商工会と町は事務局として補助的な部分を担い、住民が主体的に企画・実施をしたものです。しかしながら、何らかのきっかけがなければと思っております。

現在、駅前地区で抱える課題や、将来どのような地域としたいのかなど、意見交換のできる場をまずは町で設け、参加者とともに考え、役割分担を確認しながら、活性化に向けた取り組みができればと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁に基づきまして、再質問させていただきます。

ただいま答弁いただきまして、国道403号の整備の延長線に位置するという事で、前向きに捉えていただいているということを確認できました。

内容として、いろいろあるわけなんです、駅の前のところでシャッターの閉まっていたお店が、例えば開くようになったりとか、廃屋になっていた建物がなくなったりということで、活動は少しあるわけですが、全体が盛り上がっていくというような形にはなっていないのが現在であると思えます。

そんな中で、今、集まるような機会をつくっていく必要があるというようなことを前向きに捉えていただけたこと、よいことであると思っております。

駅こそ、生活者にとっても、旅行の方にとっても重要なランドマークであり、重要な拠点であるというのは、どこのまちでも間違っていないことであると思えますので、進めていただきたいと思うわけですが、きっかけづくりというところでは、具体的に先ほど、集まって話をする会議であったりというのは、具体的にどのように、いつごろというのは何かしらあるでしょうか。

また、403号の場合もあったわけですが、やはり駅周辺の皆さんのものでも、地権者という意味では、あるわけですが、広く町民の皆さんのものでもあるわけなので、町政懇談会等で、いろいろな意見を聞いていただくという機会も必要ではないかなとも思ったわけですが、そのあたり、きっかけづくりについて、どのように、いつ行うような方針をお持ちになられるであろうかということであったりとか、広く町政懇談会等の形で、何かしら広く町民の皆さんの意見を伺う機会というものを設けていただくことはできないかということ、再度ちょっと、確認として質問させていただきます。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

関係者にお集まりいただく会議の開催の時期等ということですが、できる限り早い時期に開催をしたいかとは思っております。遅くとも5月の連休前までには、商工会のほうとも話を詰める中で、実施をしていければなというふうに考えております。

また、この会議に際しましては、まずは中心的な役割を担っていただけたと思われ、駅前前の地区の方々にお集まりをいただきまして、まずは、基本的にどのようなお考えを持っているかということを確認しまして、その後、ではどんな活動ができるかというものを、調整ができればというふうに思っております。

また、町政懇談会等で町民皆様のご意見ということですが、会議の状況等の内容につきまして、方向性が決まらなないと、やはり町民皆様に投げかけるきっかけにもなりませんので、その会議の状況を見る中で、町政懇談会に諮るかどうかなどにつきましては検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） 通告に基づきまして、1点質問させていただきます。

「小布施に競歩コースを」の信毎の記事についてですが、ことし1月1日の信濃毎日新聞に、「小布施に競歩コースを」の見出しの記事が掲載されました。記事については、2016年リオデジャネイロ五輪の男子50キロ競歩で銅メダルを獲得した小布施町出身の荒井広宙選手（30）にあやかり、町が町内で競歩コースの選定を構想しているといった見出しで始まるものであります。

続いて、2020年東京五輪などに向けて、荒井選手に練習に使ってもらったり、名前を冠した大会を開いたりすることを目指し、町全体で応援する機運を高める。住民の健康増進にも生かし、荒井選手を育んだ町から競歩の普及や振興を図るとあり、さらに、町が検討しているコースは、①小布施駅から岩松院1.9キロ、②として大日通り850メートル、小布施橋を起点に河川敷の③北側2.6キロと④南側1.5キロ、⑤として、小布施総合公園の周回750メートルと、コースの説明が続くものであります。

記事は、国内の競歩公認コースの状況、県内に公認コースがないことや小布施で候補に挙げられているコースの問題点等を指摘し、これに対し、町教育委員会は、現実的な整合性はこれから考えていくとし、平成31年には、日本陸連の検定員を招いて公認を得たいお考えで、平成31年度当初予算案では関連経費約50万円を確保したいとし、将来は一流選手を招いた大会開催も目指すとし、担当の係長は、荒井選手を応援しながら、東京五輪後に小布施から後進が育っていく素地をつくりたい、町民への競技の普及も図るとしているの記事は結ばれております。

実は、2年前の平成29年3月会議で、私は町に、競歩の公式競技場ができないかと一般質問させていただきました。当時、町からの答弁では、公式のものとはならないが、千曲川の堤防上が競歩の練習などに適したものと思うとあり、公式のコースをつくる考えは示されませんでした。

前回の一般質問の中で、荒井広宙選手がリオデジャネイロオリンピックで銅メダルを獲得し、小布施町は当時かなり盛り上がりましたし、競歩競技そのものに対する関心が高まっていたと思います。ちょっとしたきっかけがあれば、一般町民の中にも、日ごろはウォーキングやジョギングを楽しんでおられる方々が、競歩に興味を持たれ、取り組まれる方が出てきたのではと思います。

2年たった今は、東京オリンピックが目前ではありますけれども、競歩に対しての町民も、やや熱が冷めてしまってきているのではという感じがしております。リオ五輪後、近所の高校生で、競歩に興味を持ち、都住駅で下車せず、小布施駅あるいは北須坂駅等で下車し、帰宅途中に、競歩ではありませんけれども、ウォーキングで足を鍛えておりました。

また、小学生や中学生の中にも、競歩に興味を持ち、競歩やってみたいと思っている子供さんがいるのではということで、小・中学校での生徒に対する対応は、学校としてどうなっているのかという質問を当時させていただきました。答弁では、小学校においては特に陸上のクラブがございません。また、中学校では陸上部はありますが、中体連の種目に競歩はなく、実際に競歩をしている生徒は現在おりません。また、競歩を希望している児童・生徒は見られず、学校としては特別な対応はしていないということでした。

2年の間に、小・中学校で競歩に興味を抱き、やりたいという児童・生徒が増えたのかどうか。また、千曲川堤防上で競歩をされる方が出てきたのかどうか、疑問でございますが、そこで、この記事、信毎に掲載されたこの記事は、どのような経過で掲載されたのか。出どころはどこなのか。

2としまして、記事からすると、町は公式の競歩コースの選定を構想しているとあるが、事実なのか。いつから選定に入ったのか。体育協会などに、構想について説明されたのか。

3として、平成31年度当初予算では、関連経費約50万円を確保したいとあるが、3月会議に上程する前に、このような数字をマスコミで示すことはいかかなものか。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、川上議員のご質問にお答えいたします。

最初に、（1）についてですけれども、平成29年3月の一般質問で、川上議員から、町内に公式の競技場をつくったらどうかというご質問をいただいたところであります。

町としては、公認、競技会の誘致や組織づくりなど、長期的な計画のもと、整備を行う必要があることなどの条件を踏まえ、今後、町のスポーツ振興の取り組みの中で、町民の皆さんや体育協会など、関係団体の皆さんと議論を深めてまいりたいとご答弁申し上げたところであります。

あわせて、正式な競技場とはなりません、千曲川の堤防上のコースは、高低差や直線で、かつ交通量が少ないなどの環境が整っているため、競歩の教室や練習などには適したものであると思いますので、町でも競歩競技の普及や振興の支援をしてまいりたい。また、その取り組みの中で、誰でも参加できるような記念大会の企画などについても、ご意見をお聞きして取り組んでまいりたいと、ご答弁を申し上げたところであります。

川上議員の一般質問のころから、小布施町体育協会に所属の小布施走ろう会からも、将来の町内での競歩大会の開催に向けて、公認の競歩コースを設けたらどうかという話が、正式な文書ではありませんが、教育委員会にたびたびあったところであります。

教育委員会といたしましても、荒井広宙選手の東京オリンピック出場、さらにはリオデジャネイロオリンピックに続く2大会連続のメダル獲得を後押しする意味でも、この構想を実現したいと考えておりました。

昨年6月に、荒井選手が志賀高原に強化合宿に来た際に、教育委員会職員と走ろう会の皆さんで激励に伺いました。東京オリンピックに向けた荒井選手のスケジュールなどをお聞きする中で、公認競歩コースの整備の構想についてお話をしたところ、荒井選手はもちろん、内田隆幸コーチや日本陸連競歩オリンピック強化コーチの今村文男さんから、歓迎と協力の声をいただきました。また、世界選手権やオリンピックなどの暑さ対策の一環として、町

内で合宿や練習をしたい旨のお話もあり、よい練習コースを紹介してほしいとのお話もあったところであります。

こうしたことを踏まえ、教育委員会では、構想実現のためには具体的なコースの選定が必要と考え、夏ごろから検討を始めたところであります。

高低差の少ないところ、直線で1キロ以上あること、大会の開催に当たり、交通渋滞等を最小限に抑えられること、応援がしやすいことなどを条件に、まず5つの候補を選定いたしました。そして、秋に荒井選手が再度、志賀高原に合宿に来るということでしたので、その際に、実際にコースを見ていただくと考えておりましたが、都合により、荒井選手は合宿に来なかったため、場所を見てもらうことはできませんでした。

12月に信濃毎日新聞の記者から、平成31年を迎えるに当たり、町として夢のある明るい話題の提供を依頼され、取材の中で担当係長から、さきの競歩コースの構想についてお話をしたところ、北信版に記事が掲載されたというものでございます。

経緯については以上でございます。

次に、(2)につきまして、公認の競歩コースの選定の構想は、先ほど答弁したとおりであります。体育協会に所属している小布施走ろう会の皆さんからも、従来から要望されていたこともあり、記事の掲載後には、町民の皆さんからも、体育協会関係者の皆さんからも、歓迎と応援のお声をいただいております。

まずは、5つの候補となるコースをピックアップいたしましたので、荒井選手や関係の皆さんにも現地をごらんいただき、その後、具体的に体育協会など関係団体の皆さんと、将来の大会の開催を含めて、相談・協議を進めてまいりたいと考えています。

なお、長野県は荒井選手のほかに、中野市出身の藤澤 勇選手、柳澤 哲選手、長野市出身の小池昭彦選手、阿智村出身の園原健弘選手、豊丘村出身の酒井浩文選手など、数多くのオリンピック選手を輩出しています。また、インターハイでは常に上位入賞を果たす高校生もいるなど、長野県は全国に名だたる競歩強豪県であります。その一方で、ロードでの競歩の大会は全く開催されていないのも実情であります。

こうした状況から、荒井選手の出身地である当町での競歩大会の開催については、長野県陸上競技協会の役員の方からも、構想実現と協力のお声もいただいているところであり、大変ありがたいことだと考えております。

次に、(3)につきましては、競歩のコースにつきましては、平成31年度の予算編成に当たり、理事者と話題にしてきたところであり、こうした大きな構想の実現に向けては、町民

の皆さんを含めて、その機運を醸成していくことがとても大切なことだと考えております。

結果として、取材の中で、19年度当初予算案で関連経費約50万円を確保したいという、予算を含む話が新聞記事として掲載されることになりましたが、ご理解をいただきたいと思えます。

一般質問で貴重なご提案をいただきました川上議員を初め多くの議員の皆様にも、ぜひとも後押し、応援をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をいただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 今回の小布施に競歩コースをとということは、2年前に私も一般質問で、何とか公式の競技場ができないかということで一般質問しましたので、実現の方向に向かって動いているということは、私としてもうれしいことではあります。

しかしながら、今回、コースの選定から始まって、体育協会の中の走ろう会からの要望とか、そういったものがあったというようなことを、答弁の中でお話しいただきましたけれども、公式の競歩の競技コースを選定するに、体育協会にも一緒に取り組んでいただくようなことをやっていただければよかったのかなと思うんですが、通じていないんじゃないかというようなふうにも感じております。

それが、やっぱり公式の競技場をつくるということになれば、やはり競歩に実際に取り組む方々が地元でやっぱりいて、初めて意味あるものになってくるんじゃないかと、そんなふうに思います。したがって、2年前には児童・生徒、取り組む、そういう生徒はおらなかったというようなこともありましたけれども、その後、どういう具合になってきているのか、増えてきているのかどうか。そういったことについても、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、競歩の公式コースの、5つほど選定されているということなんですが、その中に2つほど、大変問題だなと思っているコースがあります。一つは、小布施駅から岩松院までのコースですね。それと、大日通りのコースですね。

先ほどもお話がありましたけれども、交通規制をかけて、地元の皆さんに若干不具合を生じさせるといって、これ、ミニマラソンでも、そういったことが不満として、町民の中から声が上がっておりますけれども、小布施駅から岩松院というのは結構距離がございます。

小布施町、直径4キロほどしかないわけですよ。その半分の2キロを塞いでしまうとい

うようなこと、しかも、競歩50キロともなりますと、三、四時間かかるわけですね、これ、大会としては。その中で、このコースを選定するというのは、ちょっと考えられないというか、やはり、やるとすれば、余り交通量のない、先ほど候補に挙がっておりました総合公園の周回コースとか千曲川の堤防上のコース、こういったところがやっぱり、一番いいコースかなというふうに考えます。

その辺、なぜこの2つのコースが、そのコースに出てきたのか、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

それから、議会としては、予算議会の前に関連経費の額がマスコミに漏れてしまう、こういうことは、絶対にあってはならないと思うわけですね。町民からは、議会が単なる追認機関じゃないかと、そんなふうに見られる恐れといたしますか心配が、我々としてはあります。私といったほうがいいんですかね。

この辺について、やっぱりちょっと、漏らしてしまった担当の職員に対して、監督責任というか、指導をしっかりといただいて、二度と起きないようにしていただきたい。その辺のことについては、総務課長からもお答えをいただければと思いますが、今回の、数字が漏れてしまっているというのは、ちょっと問題かなと思います。この辺について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） コースの選定については、まだ案でございます、構想でありますので、決して決定事項ではございませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

それと、金額が漏れたという話ですけれども、議案上程前に報道されたことが好ましくないという議員のお話ですけれども、そうしますと、いろいろと予算が絡む話というのは、議会が終わるまで一切、誰にも話すことができないということになってしまうと思います。

町の予算の記者発表も2月26日にしております。まだ議案の上程前でございます。それと同じことだと思いますので、決して、記者の取材の中で金額、あくまでもこれは希望といたしますか、構想を述べただけでありますので、特に問題はないと私は理解しております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま、数字については問題ないというお答えでしたけれども、追認機関というような議会のイメージといたしますか、やはりそういうものがついてまいりますので、できるだけ出していただきたくないと、そういうことをお願い申し上げたいと思いま

す。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） この予算につきましては、今議会に上程してございますので、そこで十分ご審議をしていただきたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で、川上議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、指定管理者選定委員会設置要綱の見直しをということについて質問をさせていただきます。

小布施町では13の公共施設管理を、指定管理者制度を活用して、民間の皆様をお願いしています。

指定管理者制度とは、平成17年以前は地方公共団体や、その外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなどに包括的に代行させることができる制度です。

小布施町では、小布施町公の施設における指定管理者制度の指定の手續等に関する条例に基づき、指定をしています。具体的には、外部の学識経験者を含めた選定委員会での審査を経て、町長が指定管理の候補者として決定し、議会での可決をもって、指定管理者として指定していくこととなります。

選定委員に関しては、〇〇町執行機関の附属機関の設置等に関する条例等で定めている市町村も多いですが、小布施町では、小布施町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、委員の選定をしています。

その設置要綱第3条第2項では、委員長は副町長とし、委員は第1号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、及び第2号に掲げる者を充てるとなっています。第1号では学識経験者、第2号では課長としています。

最近では、平成31年4月1日からの小布施町総合公園スポーツコミュニティセンターの指定管理者選定に当たり、選定委員会が会議を行いました。選定委員ですが、副町長を委員長

として、4名の学識経験者と6名の課長、教育次長が行いました。つまり、11名の委員長、委員のうち7名が役場職員となっており、指定管理の選定委員として、それが適当なのかという問題提起をさせていただき、2点質問をさせていただきます。

1点目として、小布施町審議会等の設置等に関する条例または指針を定め、委員の定数、任期、女性比率等を明確に定めるつもりはないかということです。

2点目として、条例、指針を定めるつもりがないのであれば、小布施町指定管理者選定委員会設置要綱に関して、以下の改定を行うお考えはということです。

改定の内容に対して、1つ目として、第3条第1項を、委員会は委員長及び委員6名程度をもって組織する。2つ目として、第3条第2項を、委員長は副町長とし、委員は第1号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、第2号に掲げる委員の数は2名以内とする。3つ目として、第3条第2項第3号に、その他町長が適当と認める者を追加してはどうかということです。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、山岸議員の指定管理者選定委員会設置要綱の見直しのご質問にお答え申し上げます。

2点ございましたが、まとめてお答え申し上げます。

小布施町指定管理者選定委員会設置要綱は、平成18年2月に定めたものでありまして、町施設の指定管理を選定する委員会の設置の趣旨、任務、組織や会議について規定しておりまして、指定管理者を選ぶための行政事務の基本的な事項ということでございます。

要綱では、今お話がありましたとおり、委員会は委員長と委員をもって組織し、委員長は副町長とし、委員は学識経験者のうちから町長が委嘱する者と課長とするとしております。

要綱による選定委員会の設置は、町内部における事務執行手続上の一つの方法でありまして、委員会は、いわば町役場内部の機関で、学識経験者等が入ることによりまして、いわゆる第三者からの行政運営上の意見や要望を聞く場というふうに位置づけられると考えております。

議員ご提案の附属機関ではありますが、地方自治法第138条の4で定められております。内容は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより、附属機関として審議会や調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を設置することができるというものであります。

一般に、要綱を条例化していくということですが、内部で済ませていた執行事務のありようを議会の議決を経ることで、町民の皆様の意見等をより反映していく、あるいは開かれたものにしていくということと考えております。

条例化によりまして、住民の皆さんの意思が反映され、専門的な知識・技術の導入も可能となりまして、中立的な立場からの調整も期待できると考えております。したがって、仮に条例化するとなりますと、一般町民や学識経験者など、町民の、町組織以外の皆さんの意見が多く反映されるような委員数と委員構成、いわゆる職種などの規定が必要と考えております。

2番目のご質問というかご提案でございますが、条例や指針を定めない場合、現在の要綱の改正ということでありまして、委員数の上限を定め、課長の人数を定数として、学識経験者、いわゆる外部委員の人数を課長の数より多くしていくというものであります。選定委員会の、外部委員の割合を高めるべきという提案でございますが、結果といたしまして、条例化と同じになるというふうに考えるところであります。

小布施町指定管理者選定委員会設置要綱の条例化につきましては、平成26年11月に、町役場の組織なんですが、議会定数の条例審査を行う、職員で構成する法規審査委員会というのがございまして、そこで検討した経過がございます。条例化の案といたしますと、小布施町公の施設における指定管理者の手續に関する条例の一部を改正いたしまして、条例中に指定管理者選定委員会の規定を設け、そこに委員会の組織及び運営について、規則で定めることとすることについて検討いたしました。

結果として、条例化に至らなかったわけではありますが、この点は、翌年度、平成27年度末に指定管理期間が終了する施設が10施設あったわけでありまして、この場合、平成28年3月31日に終了いたしますので、平成27年の秋ごろまでには選定を行うこととなります。

この10の施設全てが、前回の選定においては、公募によらず、継続しての指定であったことで、管理の実態から、来年、平成27年の選定におきましても同様に、公募によらない可能性が高いというふうに判断したのが、一つの理由であります。

もう一つは、選定委員会を条例化している場合は、委員の任期というのをおおむね、どの市町村もそうなんですが、約2年ということでありまして、これも役所から委嘱をさせていただいている例が多いわけですが、平成27年度以降、選定委員会が終わった後、その当時は、次の開催が最短で5年後でございました。その次が、さらに5年後の10年ということになってきましたので、そのときに委員の皆さん、委嘱しても、2年間の任期ということ、そ

の方の役職等を変える場合、特に開催、その方が出ていただくことにならないということもございまして、このときは、条例化による常設の委員会ではなく、指定管理の選定の都度、委員会を設置いたしまして、そのときに外部委員に、人数に配慮したことでいいのじゃないかということで、条例化は見送ったわけでございます。

現在、指定管理を行っている施設は、産業振興課、建設水道課、健康福祉課、教育委員会の所管でございます。人数的なバランスが、職員が多くてどうかということでございしますが、選定委員会の委員といたしまして、所管以外の課長を委嘱しておる。これは、課長はそれぞれ職歴も長くございまして、今いる課以外のほかの課での勤務経験もあることから、その持っている知識・経験が、指定管理者の選定において生かすことができるということで、課長を委員にしているところでございます。

一方、平成17年度から今年度までの選定委員会における課長以外の学識経験者の皆さんの委嘱状況ですが、数は議員ご指摘のとおり、委員数全体の、やはり3割から4割というふうには、半分以下になっております。

指定管理者の選定委員の委員の構成に関しまして、外部委員の具体的な数、あるいは内部委員の数を規定している設置条例は、私の確認する限り、なかったわけでございますが、県の示した指定管理者制度に関するガイドライン、ここでは、必ず専門的な知識を有する外部委員の有識者を構成員といたしまして、原則として、やはり過半数を外部委員の方で占めるようにしなさいというふうにガイドラインが示されております。

やはり、この条例化の趣旨ですとか県のガイドラインを踏まえるとともに、現在の指定管理の状況を加味しながら、やはり条例化に向けて検討していきたいと考えております。

今回の指定管理者の選定委員会は、平成32年度末、平成33年3月31日に指定管理期間が終わるワークホームみすみ草、おぶせガイドセンター、中央及び雁中の同和対策集会所、雁中地区の共同作業所、福原地区共同作業所の6施設がございまして、33年3月31日に指定期間が一応終了いたしますので、平成32年中の秋ごろまでには開催したいと思っております。したがって、条例化につきましては、平成31年中には検討して、行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、山岸裕始議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時を予定しておりますが、再開は放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

最初に、5番、川上健一議員から遅刻する旨の届け出がありましたので、報告いたします。
休憩前に引き続き、順次発言をお願いします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 1番、中村雅代議員。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番（中村雅代君） それでは、通告に基づいて、1点質問させていただきます。

幼児教育無償化による町への財政負担の影響はについて。

政府は、2019年2月12日、幼児教育・保育の無償化を10月から実施するため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を閣議決定いたしました。無償化の対象は、3歳から5歳までの全ての子供と、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供、初年度の半年間は費用を全額国費で負担し、32年度以降は地方にも一定の負担を求める案を、全国知事会など地方3団体に提案しております。

政府は、無償化に係る費用を全体で約8,000億円と試算しており、財源には消費税率10%への引き上げ分を充てるとしてしています。初年度は国が全額手当てするとし、無償化の導入に伴うシステム改修費、制度移行にかかわる事務費について、31年度と32年度分は全額国費で賄うとしました。税収の増加分は自治体にも配分されるため、32年度以降は地方側にも一定の負担を要請するとしています。

公立保育所の施設型給付費の負担割合は、現行どおり市町村10分の10で、交付税措置による全額市町村のままです。しかし、保護者負担である保育料の徴収について、2号認定及び3号証認定対象世帯の徴収金が全くなくなるため、市町村の財政負担が増すことになり、減額分については、国からの財政負担があるのかどうか不確定であります。もし財政支援がな

ければ、保育園の運営費を削減する可能性も考えられるでしょう。

無償化については、現場の関係者や保護者の間では、詳細が知らされないまま、余り議論ができず、地域にどのような影響を及ぼすかは余り考えられてきませんでした。むしろ無償化以前に、保育園に入園できる環境整備を求める声として、幼保無償化の費用を使って保育士の待遇を改善し、保育園を増やして待機児童をなくすことが子育ての最大の支援につながるなど、また、無償化は金銭的には助かるけれども、そもそも入園できないと無償化の恩恵は受けられないなどが挙げられています。

以前から課題とされている保育士の待遇改善や待機児童問題の解消よりも保育料の無償化が先に実施されたことに、私は違和感すら感じます。現場の関係職員は、園児の受け入れ枠だけを増やしても保育士不足が改善されなければ、保育の質は下がるのではないかと考えている。本当に保育が必要な子供さんが保育園に入れるように、保育園利用に関して取り決めをしてほしいなどの声が寄せられているようです。

スタートまで、あと半年余り、2019年度予算に反映させる必要があり、急を要しています。そこで、お伺いいたします。

1点目、国・地方の負担割合について、町は保護者の負担軽減として、国基準の保育料より低く利用者負担を軽減して設定しています。その差額は財政支援されるのでしょうか。

2点目、保育料無償化に伴い、3号認定では待機児童が出たり、希望の園に入所できないなど、入所困難な状況になるのではないかと心配する声が保護者の方より聞こえますが、どう対応していかれますか。

3点目、無償化の対象外である食材料費、いわゆる給食費について、認定によって違ってくる主食費、副食費の扱いなどはどう考えていますか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、国と地方の負担割合ということなんですが、公立の保育園等の負担割合は、市町村が10分の10を負担するということになっています。幼児教育無償化に係る地方負担額についても同様で、交付税算定ベースとなる地方財政計画の歳出に負担額全額が計上され、その財源として、地方消費税増収枠の全額が歳入に計上されます。不足が当然生じますけれども、不足が生じる場合には、地方交付税によりこれを補うんだということにされています。

しかしながら、来年度については、消費税の引き上げに伴う地方の増収分はわずかである

と見込まれることから、臨時の交付金が創設され、無償化に当たって、初年度に要する経費についてのみ、全額国費で賄われるとされています。

平成32年度以降についてでありますけれども、幼児教育無償化では町の財政負担は増えないというか、理論的にだけいいますと、町の財政負担は軽減されるということになるのですが、現時点で交付金の算定方法が明確になっていませんので、この辺が定かではなくて、多少危惧もしております。

ゼロ歳児から2歳児、つまり無償化の対象外の保育については、国の基準額と町の保育料との差額分が、今までどおり町が負担するということになると考えています。平成31年度小布施町一般会計予算案の歳入に関しましても、従前の保育料の見込みで計上させていただいておりますので、交付金の動向を注視して、判明次第、補正をお願いしたいと考えております。

2点目のご質問ですけれども、現在、小布施町においては、公立の保育園を2園、認定こども園を1園運営しているほか、民間の皆様による認可外の保育所も設立いただいております。施設的には充足していると考えています。しかしながら、保育園に預けなければ無償化の恩恵は受けられないということになっていきますので、両親がともに就業するという方向にインセンティブが働いて、日本の労働力不足という解消には役立ちますけれども、未満児の保育需要が高まって、保育士が不足して、クラス配置に十分な数の確保ができないという厳しい運営が予想されます。

現状でも、この保育士不足は、小布施町に限らず、近隣市町村の多くが直面している一番大きな問題で、保育士の配置の関係から、希望の園とは別の園へ入園をお願いしていることも現実にあります。今後の状況によっては、他の市町村のように、保育士が確保できるまで入園をお待ちいただくを得ないという状況も考えられます。

できる限り、保護者の皆さんにご心配とご迷惑をおかけすることのないように、議会から要望いただいている保育士及び幼稚園教諭の処遇改善を進めるとともに、働きがいのある魅力ある職場環境づくりに一層取り組み、保育士の確保に努めてまいります。

さらに、家庭での保育が可能な方にとっては、園では得られない家庭保育の魅力や達成感がありますことから、家庭での保育をしやすい環境づくりについても考えてまいります。

3歳以上児に関しましては、小学校入学へのつなぎという意味もありますので、基本的には園に出していただいて、集団生活を送っていただくことが肝要かと思っておりますけれども、未満児に関しましては、家庭保育のできる環境づくりにより、ご家庭で見ただけという

ことを考えなければならないと認識しております。

この家庭保育ということにつきましては、平成29年12月会議で、小林一広議員よりご質問もいただいております。そのご質問は、幼稚園・保育園の無償化は考えられているが、子育てを家庭において行っている方への新たな直接的な援助は考えられないのかと、こういうご質問でありました。

この質問に対しまして、その時点で、私は、現時点で、ご家庭において子育てをしていらっしゃる皆さんに、幼児教育無償化に対応するような直接的な負担軽減策は、財政的なこともあって、現状考えておりません。しかし、幼児教育無償化の動向を注視しつつ、子育て世帯の皆さんの役に立つような新たな施策についても、引き続き検討はしてまいりますと、そのときには答弁しております。

現在でも不足しております保育士の状況が、さらに悪化するということが予想され、保育園への待機児童が現実味を帯びる中、未満児を家庭で保育してもらう環境づくりを考えなければならないと認識したものであります。

3点目の食材についてのご質問であります。

現在、保育園では、主食のご飯を各家庭から持参してもらっています。提供している副食費のみを保育料に含めて負担してもらっています。

認定こども園では、主食と副食をともに提供していますことから、1号認定のお子さんについては、主食費と副食費をもらっております。2号認定のお子さんについては、主食費のみをもらっております。それは、保育料とは別個に負担してもらっています。3号認定のお子さんにつきましては、主食費、副食費ともに、保育料に含めて負担してもらっています。これにつきましては、ちっちゃいお子さんなので、主食、副食と分けられないので、含めてもらっています。

ご質問にありましたとおり、食材料費を初め、保護者の皆さんから実費でいただく費用は、無償化の対象とはなっておりません。したがって、保育料に含まれていた食材料費を抜き出して、一定額をご負担いただくと、こういう形になります。

階層ごとの食材料費の設定は、これからでありますけれども、現在、小布施町の保育料は、国の基準に比べて、収入と負担の階層を大変細分化して設定しております。食材費についても一律ではありません。よって、食材料費の設定に当たっても、慎重に対応していきたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 3点質問させていただきます。

まず、1点目に関しましては、ご答弁のとおりでございますが、完全実施に向けて、そういう、今のご答弁の課題などは考えられるわけなんですけれども、一番は、国の基準額がそういうベースになるのか、それとも軽減して、かなり軽減していますけれども、こっちの小布施町の保育料の分が基準になって、その分しか地方交付税の中に算定されてこないのか、その辺が大変不透明でございます。

その辺に関して、大体、不足分は今までどおり補うということでしたけれども、大体その辺、試算というものができておりましたら、お答えお願いいたします。

と申しますのは、市町村による保育料の独自軽減の状況というのは、全国の中でもほとんど、先日回答のあった700市町村ぐらいのうちのわずか10市町村のみが、国どおりの基準の保育料を実施してまして、6から7割ぐらいは、軽減率が町独自の3割ぐらい、3割から、大きいところは4割までという、そういう額だったんですよね。それが果たして、町だけの保育料に対しての算定しかこなければ、かなりの不足がこれから考えられるのではないかというのでは、とても危惧を感じておりますので、その点、もし試算、わかりましたらお願いいたします。

それから、年度途中ですよ、10月の途中、年度の途中ということですので、その辺やはり、保護者の方、利用者の方への周知というものは、どのようにされていくのか、お願いいたします。

それから、2点目の、ちょっと、待機児童は町にはないわけなんですけれども、潜在的にはこれから、ちょっと考えられるのではないかというような危惧感を感じております。

と申しますのは、実際に無償化を先行させている自治体というのが全国にもありますよね。先駆けて、兵庫県の明石市では全部無償化にしたわけなんですけれども、18年4月の時点では全国トップで、また、それから、16年度からこれを無償化にしているんですけれども、その結果どうなったかといいますと、最初に待機児童がいたわけなんです、それが53%も増えて、かなりの544人という数字が出ています。また、18年度はさらにまた増えて、664人ということで、そういう待機児童が出ていますので、もちろん全国最多ということなんですけれども、その辺考えていくと、やっぱり無償化になると労働力という、答弁にもございましたが、そちらの方はそういうわけで、ならば、パートタイムでやっていたんですけども、無償化だったらフルタイムで働こうかという人が考えられ、やはり未満児のほうに入所の申し込みが増えるのが、そういう当然だと思うんですけれども、そこが、余りその時点で、家庭

的な保育の充実もということだったんですが、悠長な、こういう考えではいけないと思うんですよね。

その点も本当に、今現在も保育士確保というのがままならない現況ですので、この辺に関しては、保護者の方に入園を待っていただくという、そういう考えでは、保護者のほうも働く気で、生活ということがありますので、その辺は、もう少し具体的に、どんな策があるのかというのを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。難しいかもしれない、すみません。

それから、3点目は、食材料費の件なんですけれども、いわゆる給食費については、実費徴収ということで、扱いが施設によって違っています。もし無償化が始まったならば、いろんな、給食を払う幼稚園と一部支払い、または払わずに済む保育園の子供たちということで、不公平感が生じる可能性もあるんじゃないかなと思いますので、その辺の給食費の負担というのは、どんなふうに変化していくのか。その辺もちょっと、実費負担ということをどんな程度に考えておいでか、お聞かせください。

もう既に市町村によっては、こういう危惧を感じていて、例えば給食費、上乘せしてやっているところが多いんですけれども、小布施の場合は、幾らでしたっけ、5,400円でしたか、ちょっとすみません、あるわけで、上乘せして食材費に給食費をかけているところでは、やっぱりフルーツとか、そういうデザート分のものを減らしたりとか、旬のものはちょっと高価なので安価なものを取り入れようとかという考えを来年度から考えていこうという、具体的に進んでいるようですので、もし小布施でも、その点、給食費の関係で考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） まず、1点目の総額幾らかかるように計算されるのかと、こういうことなんですが、これは、はっきり出ているわけではありませんが、自分の考えているのは、今の国の基準から押し出してきた、総額幾らかかるだろうと、こう押し出して、そのうちの、今度消費税が上がる分で、町のところにどのぐらいくるんだろうと。

今度は、上がった分は人口割、地方消費税は人口割で市町村に反映されるということになっているので、今がおおむね、地方消費税が今の現時点で5兆円と、こういわれていまして、これが1.7%で5兆円、今度増えるのは0.5%分ですので、その3割くらいが順調にいけばふえる、順調にいけば1.5兆円ぐらい乗っかってくると、こういうことで、1.5兆円を県と市町村が半分ずつに分けるということになると、おおむね7,000億円くらいが、それぞれの市町村に配分されるのかなと。それを人口割でいくと、小布施町にも6,000万円くらいは配分さ

れるのかなと、これは雑駁の計算ですが。

そして、じゃ、今の国の基準で幼稚園、保育園を運営していったときに、幾らかかるのかと。今は、保育園が1億9,000万円の、幼稚園が8,000万円くらいかかっていますので、合計すると2億7,000万円くらいかかっています。2億7,000万円が国の基準と、どういうふうにならぬかという計算はしていないんですが、国の基準といっても、それに近いものになるのではないかと思います。例えば2億5,000万円とかです。

そのうちの消費税増収分の町の人口比でおいてくるのが、仮に6,000万円だとすると、残りが、国でいうと交付税で負担すると、こう言っているわけなんですけど、ただ、無償化にならないところもあるので、今の、全部無償化になったときの今は話ですね。無償化にならない分は、当然そこから、国から交付税を受ける分は少なくなると思います。

それで、保護者への周知なんですけれども、無償化にならない、例えば未満児の住民税非課税というお宅は無償化になりますが、それ以外の家は全然無償化にならないので、そのお宅は今と全く同じ負担をいただくということなので、当然そのお宅については、特に周知する必要はないのかと思います。こうなりますよということは申し上げたにしても、負担が変わるわけではないので。

それから、無償化になるお宅については、無償化そのものは大変、各家庭にはいいというか、楽になるわけなんですけれども、そのかわりに、全く今ただのお宅には、今度食材費がかかっていくと、こういうことになります。食材費を、じゃ幾らで検討しているのかという質問もありましたが、食材費は、今いただいているのは、主食と副食で4,500円いただいております。それで、4,500円いただくんですが、比較的収入の少ない方からは、そのうち1,500円だけいただいているという世帯もあります。

それから、保育園のように、副食費が既に保育料に含まれていると、含まれていて、無償化になっているお宅には、副食費を負担してもらわなくちゃならないと、こういうことになってしまうんですが、そのところをどういうふうを設定するかというのは、副食費というのは、4,500円から1,500円差っ引きますと、おおむね3,000円を見ているんですけども、一律に3,000円を負担していただくというわけにもいかないのではないかと思いますので、これ、無償化を控えて、できるだけ早く計算をして、どういう負担金額がいいのか、できるだけ早目に決めさせていただいて、周知を図りたいと思います。

全体的に、総額の負担が減るお宅については、それほど問題ではないんですが、その副食費だけもらわなきゃならないというお宅については、特に早目に周知しないと、もともと無

償化だったところに副食費を負担いただくと、こういうことになってしまうので、早くしたいと思います。

それから、待機児童の件なんですけど、今でも平成31年度の保育につきまして、保育士が現状、相当数、今不足しているという状況でスタートしようとしています。募集はかけているんですけども、綱渡りで運営していかなくちゃならないという状況であります。さらに入園希望者が増えちゃうというわけには、現状ちょっといかないの、今、じゃ何を家庭保育のために考えているのかというご質問でしたが、まだ具体的には案は、とりあえず持っておりません。

最も考えられる単純な方法は、幾らか金銭的な負担をするというのが、最も単純な方法なんですけれども、そうすると、保育園に預けようとしているお宅が、自分で見た場合にも現金支給があるけれども、もともとお家で見ているお宅にも現金支給をしなくちゃならないので、3歳児以上はほとんど入園していますが、未満児については半分しか入園していませんので、そここのところを考慮して、どういう具体的な支援策があるのかというのは、これから考えようとしておりますけれども。

以上であります。

○議長（関悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 全然不透明な段階ですので、お答えも本当、その辺がぎりぎりだと思うんですけども、財政的には本当に、無償化といっても、全部のお子さんが公平という感じ、そういうふうにはちょっと考えられないんですよ。

その辺が、どんなふうに影響してくるのかなというのが懸念されていくのと、やっぱり今も認定こども園のところでは、2号認定の方は、ご飯を持たなくても、主食を持たなくても出てくるわけですよ、お金は払っているとしても。そこら辺の、ほかの保育園との差がそこでもありますよね。

それが今度、有料、実費ということになっての、その辺の、同じ施設内で認定が違うので、それはしょうがないと思うんですけども、その辺がちょっと、食材費を実費徴収というのは、なかなかしにくいというか、公平感がないなという思いが、皆さんの中でもわからなくているというところが、もうちょっとクリアになった時点でいいですので、そこら辺は説明をお願いしたいと思うのが、ちょっと要望になってしまったのですけれども。

一番危惧しているのは、徴収、今は、これから来年度の予定が、国費全額負担ということなんですけれども、ほとんどそういうのは、システム改修とか、聞くところによりますと、それ

は事務のための事務員の人件費なんだということで、ほかはやっぱり地方交付税の中に算定されてくるので、どう使うかというのは、色のついていない交付税ですので、そこは町の考え次第になってきますよね。

そこで、運営で負担分がうんと増えてしまった時点から、切るところといたら、今までとても充実していた、例えば加配の保育士、支援保育士をつけるとなったときに、できなくて、半分ぐらいの時間になってしまったりとか、そういうものが、財政がうまくいかないがゆえに、手だてが現場で起きてくるのではないかなというのが、ちょっと懸念している点なので、その辺については、今の保育の充実を下げないという、質を下げないということはいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 今度の無償化によって、平成32年から、国が今言っていることだけをうのみにすれば、町の負担は増えないと、こういうふうになるわけですね。増えないということは、例えば今でいいますと、1人の保育児童についていえば、例えば国の認定は、子供3人は10万円もらってくださいよと、こういう国の基準だった。だけれども、町は、未満児のほうは5万円ぐらいもらっていて、3歳児以上は3万円幾らもらっているわけですね。そうすると、国が10万円だよと言って、町が実際には5万円か3万円しかもらっていないので、5万円か7万円が町の負担になっているわけですね、今は。

ところが、これを今度は、無償化ということになると、国でいう10万円そのものは、無償化なので、10万円の中から消費税、町で収入になる消費税分が、10万円の中からまず差引かれますね。残り、例えば7万円なり8万円は、これは国が交付税で負担すると、今はそう言っているわけなので、実際に今度町の、国の基準と町の基準の差額というのを町が持っていた部分というのは、理論的にはなくなるわけなんですね。

なくなるので、今言われていることを本当に着実に実行されれば、町の負担は増えないと、こういう、理論上は増えないと、減るということになると、こういうふうに、今は思っているんですけれども。だから、増えないよと、特に保育士さんのことについては、町の財政負担が増えてどうなるということは、今は考えていないんですけれども、いいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。

〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） それでは、通告に基づき、平成30年度「ここに使いますことしの予算」の総括をということで質問をさせていただきます。

この3月議会で31年度予算書が提出されましたが、31年度予算編成をするにつけて、30年度予算の事業成果をどのように総括したのか。平成30年度予算事業説明書「ここに使いますことしの予算」にある重点施策の事業成果と進捗について伺います。

まず、1点目として、全般に31年度予算編成において、30年度予算の事業成果の総括をどのような方法で、どのように評価したのか、評価の結果を31年度予算にどのように盛り込んだのかを伺います。

まずは、30年度予算の重点施策が31年度予算の重点施策から外した項目については、どのような経緯で重点から外したのかを伺います。

例えば、保健福祉委員の皆さんが、みずからの健康づくりについて学び、地域ごとに学習会を企画・開催し、地域で健康づくりの大切さを求められるよう活動を支援する保健福祉委員会活動の支援、また、ウォーキング健康教室を開催し、歩くことを大切にした健康づくりを進める健康と交流事業、また、グローバル化に対応した教育環境づくりをさらに推進するための基礎学力の定着と学力向上の充実、また、細かな対応と子供たちの将来の自立を目指した特別支援教育の充実やサポートを強化する発達障害の早期発見と早期支援、また若者会議、また住宅耐震化の促進等々、31年度予算の重点項目からは外されておりますが、これらの事業をどのように評価して、重点項目から外したのかをお伺いいたします。

2点目として、重点施策1、健康と福祉の充実の中で、特定健診の受診率向上として、934万円の予算を計上し、特定健診の受診率60%を目指し、医療・介護給付費の抑制を図りますとありますが、その成果はどうか、お伺いいたします。

受診率は何%になったのか、受診率向上のためにどのような努力をしたのか伺います。

また、3月会議冒頭の町長の挨拶の中で、新年度は特定健診を多くの皆さんが受診していただけるよう、積極的にお願いしてまいりますとの話がありましたが、今後、具体的にどのような方法で受診率を上げていくのか、お伺いいたします。

3点目として、重点施策2、相談支援体制の充実の中で、心の健康づくり研修会強化とあ

りますが、ゲートキーパー研修会、SOSの出し方研修会は、それぞれどのように開催したのか、また、その成果について伺います。

4点目として、重点施策3、子育て環境の充実の中で、子育て世帯の応援として、29歳以下の若い人の子育て支援のため、賃貸住宅の家賃補助を行うとありますが、全対象者何人のうち何人に対し補助を行ったのか、その成果を伺います。

また、市街化調整区域への新築、2世帯住宅の新築・増改築への補助金の成果についてもお伺いいたします。

5点目として、重点施策4、協働と交流、そして地方創生の中で、地方創生の推進として、地域商社の機能強化により、地域の特産品に付加価値をつけて地域外に売り込むとありますが、その成果をお伺いいたします。

また、小布施町らしい地域公共交通のあり方を検討し、実証実験に結びつけていくとありますが、その成果についてお伺いいたします。

6点目として、重点施策5、活力ある産業の創出の中で、新しい農業のあり方プロジェクトはどのように機能し、また、その成果についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、私のほうから、大島孝司議員の質問に答弁させていただきます。

まず、最初の質問でございますけれども、30年度予算の事業成果をどのように評価したかということでございます。

平成30年度は、社会的・経済的に弱い立場の皆さんに目配りし、町民の皆さんが住むまちに誇りを持ち、誰もが住みやすく暮らしやすい町と感じていただけるような、住みやすく温かいまちづくりを一步一步進めていくため、6つの重点施策を定めました。

30年度の重点施策に掲載されていて、31年度の重点施策に掲載されていない事業など、議員から何点かの事業について質問をいただきましたが、重点施策の基本的な考え方についてお答えいたします。

予算編成ヒアリングの中で、重点施策等の進捗状況を確認しながら、話し合いを進めてきました。どの分野の事業も、とても重要な施策であり、おおむね順調に進んでいるものと評価しております。

平成31年度当初予算の概要の重点施策は、新規事業や、より力を入れてきた事業などを中

心に掲載しています。限られた紙面の中、より紹介したい施策を優先して掲載していますので、30年度は新規で31年度は継続の施策等については、掲載していない場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

今、日本は大きな経済変動、社会変動のただ中にあり、人口が減少していく社会となっています。町の現状や課題をしっかりと把握し、平成31年度の重点施策についても、さらに拡充させ、進めていきたいと考えています。

次、2番目の質問でございます。

特定健診の受診率の向上について申し上げます。

平成30年度は年度途中のため、健診や特定保健指導が終了しておらず、まだ数字は未確定です。平成29年度は特定健診受診率45.1%でした。これまでの受診率向上の取り組みとしては、健診未受診者に対する訪問や電話による健診受診勧奨を行っています。

また、医療機関からの検査結果の提供、本人からの検査結果提供等の協力もお願いをしているところです。

また、健診未受診者の皆さんに対して、個人通知での受診勧奨も行っています。

健診後は、健診結果を生活習慣病の改善や重症化の予防に生かしていただけるよう、保健指導を実施しています。1月末日現在で、特定保健指導30人、その他保健指導を145人に対して実施しました。

健診は、ご自身の体調を把握するとともに、年ごとの体の変化を継続的に確認していくことで、どのような行動が体の変化に影響していくかも確かめることができる貴重な機会である健診の大切さを皆さんにお伝えし、健診のリピーターを増やしてまいります。

また、未受診者に対する受診勧奨については、個人情報にも配慮しながら、効果的な方法を研究し、健診受診向上のために取り組んでまいります。

次に、3番目の質問でございます。

ゲートキーパー研修会については、今年度は各関係機関等のゲートキーパー研修に先立ち、職員が地域における見守りのリーダーとなれるよう、町職員の研修として、5月25日金曜日に、勤務時間内と勤務時間外の2回に分け、多くの職員が参加できるように実施しました。講師は、NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク代表の清水康之さんに依頼しました。

内容は、ゲートキーパーの役割や自殺を考えている人の心理、自殺の危険因子と防御因子についての説明や、ゲートキーパーとしての心得として、相手とかかわるための心の準備、

温かみのある対応をする、真剣に聞いているという姿勢を相手に伝える、相手の話を聞く、ねぎらう、心配していることを伝える、わかりやすく、かつゆっくりと話をする、一緒に考えることが支援というポイントを学び、実際のロールプレイとして、相手の話を聞く、ねぎらう、心配していることを伝えるを中心に、2人1組で聞き手と話し手役を体験するというものでした。

これは、全ての役場業務において、基本的な姿勢・態度として通じ、職員対応においては、向上に寄与してきているところですが、まだまだ不十分な面があります。町民の皆さんに向けたゲートキーパー養成研修の実施とあわせ、繰り返していく必要があると考えています。

次に、SOSの出し方研修会については、中学3年生を対象に、3月11日に開催します。事業の狙いは多岐にわたりますが、生徒がストレスで心の健康を害することがないように、また、友達の悩みを受けとめて、寄り添うことができるようにしていくもので、事後にはアンケートを実施してまいります。

行政としての目的は、子供たちが悩みを信頼できる大人に相談できるようにすることであり、町保健師を初め臨床心理士にSOS研修の講師をお願いし、来年以降、相談支援に参加していただく精神保健福祉士などが顔を見せて指導することで、中学校卒業以降もこの町とつながっていくことができるよう、町に信頼できる人がいることを紹介しておくことでもあります。

相談支援体制の充実と基本は、相談者に向き合い、真剣に聞いているという姿勢を相手に伝える、相手の話を聞くことと信じています。お話を聞き取り、内容を整理し、さまざまな課題に向けた取り組みにつなげること、真剣に聞いているという姿勢を相手に伝えたことになる適切な支援関係につながる取り組みが、今はまだ不十分と考えています。町職員のみでなく、県の精神保健、医療、児童相談、高齢者や障害者福祉、生活困窮、就労支援などにかかわる関係機関との連携を一層深め、相談支援体制を構築し、引き続き取り組みを進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、4番目の質問でございます。

少子化対策の強化を図るため、今年度から新たに、子育て世帯への経済的負担の軽減及び定住人口の増加による地域の活性化を目的に、29歳以下の子育て世帯を対象とした賃貸住宅の家賃を補助する小布施町子育て応援家賃補助金、2世帯住宅の新築や増改築費用に対し補助する小布施町子育て応援2世帯住宅整備助成金、子育て世帯が市街化調整区域へ住宅を新築する場合に補助する小布施町子育て応援住宅新築助成金の各補助制度と、第3子以降のお

子さんが小学校へ入学される際、学用品の購入など、町商工会加盟店で使用できる商品券を贈る小布施町多子世帯子育て応援入学祝い券の支給制度を実施しています。

ご質問の子育て応援家賃補助金の対象者及び補助を行った件数につきましては、対象者を十数人程度と見込んでおり、現在申請を受けています。

子育て世帯の市街化調整区域への住宅新築の補助につきましては、現在のところ、実績がございません。市街化調整区域外への2世帯住宅の新築申請が1件ございましたので、2世帯住宅整備助成金の申請として受理し、助成金を交付させていただいております。

その2世帯住宅整備助成金につきましては、現在のところ、8件、交付決定をさせていただいております。これらの補助制度を通し、少子化対策と定住人口の増加につながっているものと考えています。

次に、5番目の質問でございます。

地域商社の機能強化につきましては、日本版ナパバレー構想、地域商社による農業と地域づくり一体化事業として、地方創生推進交付金事業の認定を受け、本年度が最終年度となっております。

地域商社としての機能強化を図るため、小布施町振興公社の経営支援やマーケティング支援、加工品の開発支援をコンサルタントに委託し、ジュース及びアイス製造機器の入れかえに伴う補助金を交付しております。

機器入れかえにより生産性が向上し、新規の加工品開発も進み、新しい販売先のめどが立つなど、マーケティングの結果も順調と考えています。収支状況も改善しており、経営体質の強化にもつながっております。引き続き、農業振興と地域活性化を図るため、小布施町役場も一体となり、小布施町振興公社の地域商社化を推進していきます。

地域公共交通につきましては、小布施町地域公共交通会議を開催し、町民の皆さんからご要望がありました豊野駅との交通網の整備と、ご高齢の方の移動支援を検討してきました。

ご高齢の方の移動支援につきましては、過去に行った巡回バス等の実証実験の結果を踏まえ、ニーズ調査を丁寧に行うこととする地域公共交通会議の意見を踏まえ、ご高齢の方などが集うなごみ会やお茶のみサロンにお邪魔し、お話をお伺いしました。お話を伺った方からは、将来に不安を感じつつも、自分で自動車の運転を続けているので、現時点では、行政が行う公共交通の必要性を感じていないとの意見が比較的多い状況でした。

豊野町へのシャトルバス運行については、10月から12月の間に、モニター登録制による実験運行を行いました。利用された学生の方からは、継続を求めるとご意見をいただいたものの、

毎日利用する方は限定的で、費用負担や運行時間、使用できる車両を考慮すると、本格運行に移行するには多くの課題があると判断しました。

2月15日に開催した地域公共交通会議でも、実験運行や調査結果を踏まえ、豊野駅へのシャトルバス運行については、既存の公共交通を有効活用する仕組みを考えたほうがよいとの意見があり、高齢者の移動支援では、運転免許返納者など移動に困っている方への支援は喫緊の課題であり、早期の対策が必要との発言があり、小布施町らしい公共交通の仕組みづくりを引き続き検討していくことにしました。

次に、最後、6番目の質問でございます。

農業をなりわいとする方々が、これからも意欲を持って営農に従事いただくことで、町農業が持続可能な産業となることを目的に、農家自身が主体となって活動いただける環境づくりに向け、このプロジェクトを立ち上げました。これは、以前から、議会などからもご指摘いただいてきた中核農家に対する支援策が弱いのではないかとのご指摘に対し、これからの町農業に何が求められているのかを、農家の皆さんと一緒に構築することを目指したものです。

まず、プロジェクトの機能としては、中核的に活動する農家における営農上の課題を洗い出すことと、その課題解決に行政として、どのような支援が行えるかを構築することを目的としました。

このため、以前に農業委員会が行った農家意向調査結果や、実際に農家の皆さんとのヒアリングを通じ、農家が抱える課題を把握するとともに、その解決に向けた取り組み、方策等について仮説を立て、こうした課題解決に向け、一緒に取り組む意欲がある農家による会合を重ねました。そして、こうした農家による話し合いから、小布施ファーマーズというグループが立ち上がり、活動いただいていることが成果です。

ファーマーズの主な取り組みは、販路の拡大です。これは、ファーマーズを組織する農家みずからが課題として挙げたものであり、その解決に向けた取り組みとして、愛知県内のマルシェや直売所等に営業を行い、農家が現地に出向き販売活動、あるいは直売所への出荷実施などにつなげています。今後も、こうした農家みずからの活動を支援することで、農家が魅力ある産業として広く認識されるよう、こうした活動を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず最初に、31年度予算概要の中に重点施策としては入れなくて、30年度予算で入っていたものについてなのでありますが、30年度の事業成果を総括したことによって、翌年度の重点施策がまた決まってくるわけですが、先ほどの答弁ですと、31年度当初予算の概要には、新規事業、あるいは力を入れていきたい事業などを中心に、31年度に掲載したというようなお話であります。

しかし、継続事業についても、やはり重要な施策は、重点施策、重点項目として残していくべきではないかと思いますが、実際、重点施策から外したもので、その施策の中から、町としてはやらない、例えば若者会議であるとか、そういったものは、今までは町で力を入れてやっていたのが、これからは民間のほうに委託していくという、何かそういうようなことで、重点施策というものが毎年変わっていいんではないかと思います。

そういった意味で、私が先ほど質問した耐震住宅化の促進までの6項目について、なぜ重点施策から外したのかという、その辺のことをもう一度伺いいたします。

それから、2点目といたしまして、特定健診の受診率向上についてであります。29年度は45.1%であったという、ただいまの答弁でありました。目標60%に対して45.1%、15%も足りないという、大変少ない数字の結果であったわけですが、それに対しまして、ただいまの答弁のままだと、また来年度も同じことを書くぐらいしかないんじゃないかというように、多分、受診率向上が改善されないのではないかというように、ただいまの答弁でありましたけれども、ただいまの答弁は、例えば、未受診者に対する訪問や電話による受診勧奨をしているというようなことでありますが、本当にやっていたのでありましょか。

ちょっと友人の話から聞くと、特定健診やっていないけれども、町は何も言ってこなかったという、そんなお話もお聞きいたします。果たして、今言った答弁のとおり、やっていると聞けるのでしょうか、伺いいたします。

それから、15%も足りないということに対しまして、もう少し思い切った方法をとっていかないと、この60%というのは、なかなか達成できない数字ではないかと。例えば、保健ポイント、健康ポイント、何か方法としては、いろんな方法があろうかと思いますが、もう少し思い切った方法をとっていかないと、この60%というのは難しいのではないかと思います。

その辺のことを総括した上で、多分、また新年度事業を計画していることではないかと思うんですが、もう少し具体的な答弁をお願いいたします。

それから、3点目といたしまして、賃貸住宅における29歳以下の若者の子育て支援、家賃

補助金、ただいまの答弁ですと、対象者を十数人程度と見込みというような答弁でありました。これ、住民票を管理している町としては、こういう世帯は何世帯いるんだという正確な数字を把握しているはずであります。十数人程度という、こういうことでは、聞いたのとはちょっと違うのではないかと思います。

また、多分、若い世帯というのは共働きが多いですね。今、同報無線で昼間、これを流して、何回か流しまして、だけれども、若い世帯というのは、共働きの場合、なかなか同報無線というのは聞けないような状況にあったりもしております。多分、そんなに多い人数じゃないと思いますので、対象者全世帯に直接通知を出しても、何ら問題はないのではないかと思います。

また、同じ、対象者によっても、知っている人は得をする、知らない人は損をするという、そういうようなことでは、まずいのではないかと思います。そんな意味でも、この30年度の事業について、どのように総括したのかというようなこともお伺いいたします。

それから、また、4点目といたしまして、小布施町らしい地域公共交通のあり方、これにつきましては、もう大分長い間、検討を重ねてきております。また、さらに、先ほどの答弁ですと、まだ検討を続けていくんだというような、何かそんなニュアンスでありましたが、これ、果たしていつまで検討して、いつ結論を出して、どうやっていくのか。具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、私のほうから、大島議員の再質問、特に一番最初の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、すみません、ちょっと私の答弁が不十分で、誤解をちょっと招かせていただいってしまったということは、大変申しわけなく思っておりますが、当然、31年度の重点事業と申しますか、この冊子が、ちょうど紙面の都合上、全部の事業を網羅できないような感じでございますが、当然その中には、新規事業あるいは、より広く知らせていきたい、力を入れていきたい事業を優先をして盛っております、仮に重点から落ちていても、当然、力を入れていく町の事業ということについては変わりございませんので、よろしくをお願いいたします。

ちょっと、それを前提に、議員おっしゃられた6つの点について、若干説明をさせていただきますと思います。

まず、保健福祉委員会の活動でございますが、これは30年度に、保健福祉委員さんの任期2年目ということの中で、地区学習会を広く進めていって、住民の皆さんとの健康づくりを

進めていくという視点の中で、30年度は計上させていただいたものでございます。

ただ、今回も当然、保健福祉委員さんの活動というものについては、重点的事業だと思っておるんですけれども、先ほどの関係がございまして、紙面との関係で、ちょっと割愛をさせていただいたというような経過がございます。

それから、健康と交流事業でございますが、パワーウオーキングを今まで進めてきたわけでございますけれども、それにこだわる、とられるということじゃなくて、町で作成いたしましたウオーキングマップ等もございますので、そういうものをもっと活用して、気軽にウオーキングに取り組むことが大切ではないかというような、打ち合わせ等の中でも話が出ておりました、そういった関係で、くどいようですが、ちょっと紙面構成等の都合がございましたので、割愛をさせていただきました。

それから、基礎学力の定着と学力向上の充実ということでございますけれども、これにつきましては、今、子育ての負担を抱えてしまうケースが増えているということで、町としても相談支援体制を強化していく中で、発達障害あるいは精神保健福祉士を新たに雇用して、相談支援体制というものを強化していくということの中で、割愛をさせていただいたものでございます。

それから、同じく、発達障害の相談支援というようなことで、30年度あったものが31年度にないということですが、31年度も、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、4ページに障害児等の施策の充実ということで、それも含めた中で、障害児の相談支援体制を強化をしていきたいということで、その内容が含まれておりますので、よろしくお願いたします。

それから、若者会議につきましては、これは町が直接主催ではなくて、主催を民間のほうへ移していくということでございますけれども、町としても、その活動を支援していくということについては変わりございませんので、よろしくお願をいたします。

それから、最後に、住宅耐震化のところでございますけれども、これについても、31年度、地域メディアの充実とかホームページのリニューアルをまずお知らせをしたいという面がございましたので、ちょっとそちらの施策の掲載を優先させていただいております。住宅の耐震化の促進ということも、引き続き、当然進めていくわけでございますので、よろしくお願いたします。

私のほうは以上でございます。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 2点目のご質問でございますが、特定健診受診率の目標

数値につきましてご心配をいただき、ありがとうございます。

29年度、45.1%ということでご答弁申し上げているところですが、これについては、非常に目標と乖離した値でありまして、これまでの成果、十分に反省をさせていただくところがございます。

また、健診の未受診の方に対する勧奨ということですが、これは、訪問、電話、通知による受診勧奨を行っていくわけでありまして、今、全ての皆さんに対して受診勧奨ができていないのかと言われますと、できておらずに、実際、隔年受診であるとか、受診後数年間、受診しないままにいた方、そういった方を中心にご連絡をさせていただきまして、できるだけ受診を受けていただく、可能性が高いといったら大変失礼なんですけれども、受診率を上げたいということで、ポイントを絞らせていただいて、勧奨させていただいているところということでございます。

また、本来、全く受診をされないような方に対して、きちんとアプローチして、受診をしていただくことが必要なわけでありまして、町では節目健診ということで、10歳刻みではございますが、節目健診の際には、無料で特定健診、町民健診を受診していただけるようにしてございます。

ここら辺をしっかりとPRして、そういったときには、節目健診のときに受けていただいている方に対しては、通知も申し上げておりまして、そういうことで、少しずつ受診を、健診を受けていただく方を増やしていきたいというふうに考えてございます。

また、保健福祉委員さんにもご協力をいただきながら、受診勧奨をできないかなと思うところもあるんですが、個人情報で難しいというふうに、先ほどご答弁させていただいている部分は、保健福祉委員さんに手伝っていただきながら受診勧奨をすることができないというところが、非常に町としては、苦しいかなと思っているところでございます。

保健福祉委員会の活動の中で、地区学習会というものを開催していただいております。そういった折を、機会を捉えまして、きちんと健診の必要性を広く皆さんにお伝えしたいと考えておりますので、ぜひそういう機会に、多くの皆さん、お集まりいただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 西原企画課長。

○企画政策課長（西原周二君） それでは、29歳以下の若い子育て世帯の家賃補助に関する再質問にご答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、年齢による対象者というのは、把握は私どもでもできるんですけども、今回の補助制度につきましては、賃貸住宅の家賃補助ということで、居住状況まで細かく役場のほうで確認することができない状況となっております。そういった中で、十数世帯程度というような把握の中で、現在、あらゆる方法を使いましてお知らせし、ご申請をいただいているというところです。町報や同報無線のほかに、幼稚園や保育園にも申請用紙等、置かせていただきまして、周知に努めております。

一方、議員ご指摘のとおり、知らない方がいらっしゃるということがあってはならないと思っております。現状では、ホームページや同報無線を繰り返し流すということでは、お知らせをすることができないんですけども、多くの方に知っていただく、また、申請漏れがないようなことを考えてまいりたいと思っております。

もう1点の小布施町らしい公共交通ですけれども、こちらもご指摘のとおり、長い年月を費やして検討しております。ただ、こういった小布施町のコンパクトな町だからこそ、万能な地域公共交通というのが、なかなかつくれないという状況ではございます。

アンケートであるとか、直接お話を伺いに行く中で、3年から5年後を非常に心配されるという方が多い中で、ここ一、二年の中で、しっかりしたものをつくり上げていかなければならないということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再々質問させていただきます。

受診率向上に向けて、ただいまの再答弁のお話をお聞きすると、45%から60%まで上がるのか不安なんですけど、もう一度確認です。それで60%を目標として、今の答弁でよろしんでしょうか。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 受診率向上の目標値としましては、60%ということで掲げてございます。これは、国民健康保険に対しまして、求められている特定健診受診率の目標値が60%となっていることから、町でも健診の受診率については、60%ということで目指しております。

ただ、現状の状況からいいますと、非常に推移、なかなか受診につなげられていないという状況もございます。目標の数値としては、大変厳しいというふうにご覧いただきまして、平成31年度については、55%ぐらいが目指すべきところではないかというふうにも考えてご

ざいまして、先日の議会の招集挨拶で、町長のほうからもそういった数値を述べさせていただいているところございまして、その乖離につきましては、長期的な目標と、それから当年度、現実的に目指せるところということで、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、町民の皆様方に受診を促していくことは、非常に大切なことというふうに考えてございます。個々の皆さんに通知、電話、それから訪問によって、ご指導できることが理想だというふうに考えておりますが、なかなか体制的に、そういったもの全てを実施できるかと言われると、厳しいところがございます。

保健福祉委員会などで行う学習会、それから、各自治会などでも出前講座等を開いていただきまして、町民の皆さんに健診の必要性を伝えさせていただきたいと思いますので、そういった機会をぜひお持ちいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） それでは、高齢者向けのライフプラン作成の支援と自己研さんの場をつくってほしいというようなことで質問をさせていただきます。

質問の内容は、なかなか口で説明するのが難しいのでありまして、わからなければ答弁は結構でございますが、できるだけ丁寧に説明をしたいと思いますが、高齢化社会というふうな中で、今、行政なんかに求められているのは何なんだということを考えたときに、やっぱり今、この地域社会は、3割以上の人が高齢者といわれ、たしか占めているわけであります。

一番大事なのは、高齢者の本人の意思を尊重していくということが一番大事でありまして、したがって、人生最後の日まで、行政がどのように向き合っていくのかということとは、非常に厳しい選択をしていかなきゃ、対応できないことだろうというふうに思うんです。

一口で言えば、行政は何もかも対応できるわけではないということが大原則だと思うんです。しかしながら、求めている者は全てを求めているというのが、それぞれ地域で、

住民の本音だろうというふうに思います。

じゃ、何が問題なんだろうかというふうに考えたときに、誰もが日ごろから、自分自身の老後とか、あるいは終末というふうなのは、どうあるべきかと、どうあってほしいかというようなことを、時系列的に、ライフプランのシミュレーション表みたいなものをつくって、そして、自分の親しい人、あるいは親近者に常にそれを知らせて、それでフォローしてもらおうということが、一番理想的なんでしょうけれども、実は自分自身の人生最後の残された日まで、時間軸に向き合ったときに、余りにも厳しいんです。あと何年しかないよという話になるわけでありまして、物すごいきつい話なんです。

しかも、それは、多分イエスとノーの選択しかないだろうと思うんですね。中間はないんだらうと思うんです。

したがって、余りにも、そういうことを決めなきゃならない事柄が多過ぎて、そして、そのことを考えたときに、最後まで決断しないで、まあいいやと、また明日考えりゃいいということで、全てを決めないで先送りにしていくということが、一番問題だろうというふうに私は思っているんです。

じゃ、そうはいっても、そういうことって、どんなことがあるのかというようなことを考えたときに、ちょっと私が気のついたところをべらべらっと書いてみました。

まず、(1) 番に書いたのは、高齢者個人の生活様式とか営み方、または人生観とか価値観とか習慣、そういったものを含めた、個人の生き方を尊重したライフプランのシミュレーション表をつくる。そのときに、やっぱり、自身と配偶者の健康寿命とか平均寿命とか平均余命とか、そういうことを考慮していかなきゃいけない。でも、今はこうだけれども、この先、いつ何をどういうふうにしていかなきゃいけないかというようなことも、やっぱり時系列的には考えていかなきゃいけないような事柄も一つあります。

それから、2つ目として、配偶者以外の、要するにキーパーソンというのはいるのかいないのか。その人が同居しているかないのか。あるいは、経済的な援助を、そういう人が、してくれる人がいるのかいないのか、できるのかできないのか。そして、緊急時には、そういう人が、対応してくれる人がいるとかいないとか、そういうことまで全部考えて、そのときにどうするかということを、きちんと決めておく必要があるわけでありましてね。当然、時間とともに変わっていく内容ではありますけれども。

それから、3つ目ではありますが、例えば国保とか組合健保とか、あるいは後期高齢者医療保険とか介護保険料だと、そういったものに対して、自身の収入源と、それから年齢ととも

に、それらはどういうふうに変わっていくんだろうかと。

制度としては立派な制度であるのでありますが、その制度を支えるのは、やっぱり、それぞれに見合う税金を支払っていく必要があります。そういったことを、ずっと生涯にわたって、どんなふうにやっていけばいいんだろうかということになるわけでありまして、それは収入でいえば、現役とか再雇用とか、年金とか農業収入があるとかないとか、そんなふうなもので変わってくるわけでありまして、それによって、主に経済的に、どうシミュレーションしていくかということもすごく大事なことですし、また、考えなきゃいけない一つでもあります。

それから、4つとしては、医療とか介護保険の本人希望というのは、やっぱりきちんとしておこななきゃいけない。私は在宅でいいとか、あるいは施設でいいのか、本人の希望というのは、やっぱりはっきりさせておかないと、周りの人も、なかなか対応に難しくなってくる。

自身の将来に対して、介護してくれる人がいるのかいないのか、あるいは、いなくても、キーパーソンとして、きちんとした者がいるのかいないのか、そんなふうなこと。それから、認知症の支援体制とか、あるいはリハビリ計画であるとか、一番大事なのは、やっぱり毎日を継続的に体を動かして、健康を維持していくということなんでしょうけれども、そういうことをできるような環境をどうやってつくるのかと。これもやっぱり本人が、あるいは考えなきゃいけない問題であります。

あるいは、エンディングノートをつくと。葬儀はどうするんだと、お墓どうするんだと、将来お寺さんとつき合っていけるのかと、そんなことまで考えていかなきゃいけない時代になってきていることは確かであります。それもやっぱり、決断としては、非常にきついことだろうとは思うんですね。

それから、6つ目に書きましたけれども、リビングウィル、終末期の医療をどうするかとありますけれども、これもやっぱり、本人がまずは、意思表示をできるうちに、きちんとしておこななきゃいけない。それはやっぱり、身近な親族にわかるようにしておこななきゃいけないし、あるいは、近くの人たちに知ってもらい必要もあるんですね。これ大事なことだと思うんですけども、要は、それぞれの高齢者の住んでいる周辺の人たちが、本人はふだん、こういうことを言っているよと知ってもらいことは、すごく大事なことだと思うんですね。そういうこともやっぱり、日ごろからやらなきゃいけないことですと。

あと、成年後見制度とか、いろいろあります。

ただ、8番に書きました、運転免許証をいつか返納しなくちゃいけない。必ずそういう時

期がくるわけでありまして、それを本人が決めるというのは、これは非常に難しい話だと思うんですね。よく道路を走っていると、のろのろ軽トラックが走っていて、邪魔だ邪魔だと思ふこと、幾らもあるんですね。でも、あれは本人は、絶対大丈夫だと乗っているわけでありまして。でも、本当にそれがいいことなのかどうなのかということ、やっぱり周りが決めてやる必要もあるんですよ。その辺のところをどう、これからやっぱり社会が対応していくかということでもあります。

じゃ、返納したら、どうやって移動するかという、この移動の支援の問題もあります。それから、持っている車をどう処分するんだという話になります。

私は、余談ではありますが、そのときの車をどう扱うかというのは、ある意味で、移動支援の一つにつながっていくことでありまして、免許は返すよと、でも、俺の車はちゃんと車検とって、庭に置いておけよと、だから、この車に私を乗せて連れて行ってという考え方もあります。これはやっぱり、みんなが考えれば、一つの制度としては、おもしろい制度になるのではないかなということも常々考えているわけでもあります。

あと、家をどうするとか、いろいろあります。そんなことをいろいろ考えれば、面倒だからやめたとなるんであります。

そういう意味で、高齢者の支援策というのは、行政とか社協とかNPO法人とか、そういった公のところでも一生懸命やってくれています。あるいは、民間業者も真剣に、このことについて取り組んでいただいておりますし、それから社会保障制度も、それに応じて行われていますけれども、こちらのほうは、本人負担もだんだん厳しくなっている。

そういうことも含めて、前、昔に比べれば、あらゆることに対して、きめ細かに対応できるような社会になりつつあることは事実であります。そういう事業者とか、損保会社というふうなものもふえてきています。

これら、俗に言う、すき間産業ということになるんだろうと思いますが、そういうものを賢く選択していくということも大事であります。ただ、だまされないようにするというのも、また大事なことであります。

そこで、質問と提案ですが、実は一般質問では、添付資料をつけることはできません。したがって、通告書と口で説明するしかできないので、私、この質問、①番の質問をどうやってわかっただけなのか、悩んでいるんですが、最初はこのとおりに読ませていただきます。

まず、質問の1番ですが、個別には実施されていると思うんですが、先ほど一例として、幾つかありますよと、あれは単なる一例として紹介したわけでありまして、人生最後の日ま

で直面するであろうと思われる事柄全て、それらは何があるかということ、きちんと選択肢まで網羅して、リストなりチャートなりをつくることによって、要するに、高齢者向けのライフプランのシミュレーションの表をつくるような、つくるための助けになるようなものができるのではないかなど。それらを総合的な生涯学習体系やワークシートにして、高齢者全員対象の自己研さんの場で活用できないだろうかということでもあります。

少し補足をさせていただきたいと思うんですが、まず一つは、高齢者個人の5年度とか10年後のスタイルはどうなっているかということ、まず見きわめていく必要があるだろうというふうに思うんです。

ちょっと私は、半年ほど前にいろいろ考えてみたんですが、一体、我々を囲むライフスタイルというのは、どんなのあるだろうか考えたときに、まず一つは、完全にひとりだと、独居老人というのがあります。それから、老人と子供だけの世帯になることもあります。それから、老人と子供夫婦の世帯になるという、一つの大きなくくりがありますね。それから、老夫婦だけの暮らしというのがあります。それから、老夫婦と子供、一番幸せだといわれている2世帯、3世帯同居、一緒に暮らすという、一番うらやましいようなものでしょう。

しかし、独居老人といわれる者でも、本当にひとり暮らしだという人から始まって、ひとり暮らしなんだけれども、別居にキーパーソンが住んでいるんだとか、あるいは介護者が別居にいるんだと。しかも、その中には、経済的に支援を受けられる人がいるのかいないのかとか、それから、運転を代行してくれる人が近くにいるのかいないのかというようなふうに分類をしていくと、それぞれ、物すごくいろんなスタイルが、ここから出てくるわけでありませぬ。

中間は省略して、例えば2世帯、3世帯の中でも、夫婦2人と子供夫婦と孫とが同居していますよと。でも、その中には、年金が自由に使える人と使えない人がいる、同じそういう中でも。そして、いつでも身の回りの世話をしてくれるとかくれないとか、そういう人たちも、同じ住んでいても、できないできないという問題があるわけでありませぬ。

全部これ、私がつくったの、この間、こうやって見たら、44種類あるんです。だけれども、単純なんです。44種類のうち、どれか一つしか当てはまらない。1人に対してですね。そういうふうなことを前提にしたら、やっぱりそれぞれのスタイルに見合うような、やっぱりフォローの仕方というのは、考えていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、2つ目は、ライフプランというのは、一般的には若い人たちがつくと、大体は、結婚して、あるいは、将来家をつくるとか、子供ができたとき、10年先、20年先どうな

るかというふうなのをプランつくるんでありますが、私が言っているライフプランというのは、大体50代から先の話で、これも長いですね。

そういうふうなものの中に、やっぱり自分の年齢とか、一般的にいわれている平均余命とか寿命とかいうのを、やっぱり時系列に見える化していかなきゃいけないんだろうというふうに思うんです。

暇に任せて、これも随分昔つくったんです。こんな形になるんですね。年齢をこうとって行って、何歳になったら何を考えなさいというふうに、ずっとやっていくと大体わかる。それで、つくってみるとがっかりする、俺の人生、あとこれしかないんだと、すごくがっかりするんです。でも、がっかりするんだけど、これ見ていて、こういうのつくっておもしろいのは、そうはいかないよと、男は83歳の寿命なんだけれどもというんだけど、平均余命ってあるじゃんかと。平均余命を足せば、この年齢だったら87歳とか89歳になる。そうすれば、今俺は60歳だけれども、実は55歳だよと、人間でそういう幸せなこと考えられる。

でも、残された時間の中で、あるときには、きちんとやっぱり、先々のことを考えなきゃいけないターニングポイントって、必ずあるはずなんですね。それらをきちんと、やっぱり示してやるということも、すごく大事なことだろうというふうに思っています。

それから、もう一つだけ補足させてください。

一般的に、ライフプランのシミュレーション表というのは、若い人がつくるのって、物すごく複雑なものをつくるわけですね。それはそうですよ。将来収入はどうなっていくのか、物価はどうやって上がっていくのか、賃金はどうなっていくんだろうか、ずっと考えるんですけれども、年寄りには、そこから先は余り、細かいこと考える必要ないですね。

そういう意味では、比較的簡単にできるんでありますが、やっぱりこういうものは、年々変わっていくんでありまして、そういう意味では、一度やればいいという話ではなくて、やっぱり、エンディングノートだってそうなんです。つくことはできるかもしれないけれども、一度つくったからって、ずっとそれでいいというわけじゃないです。考え方が変わっていくわけでありましてね。

そんなことをいろいろ考えたら、何となく、一つのマトリックスができて、教育体系みたいなものができてくると思うんですよ。その教育体系というのは、もし小布施町ができれば、全国の自治体から注文がきます。売れます。間違いない。

でも、この①番の質問というのは、そこを言っていて、行政は物すごいノウハウを持っているんです、一つ一つに対しては。ただ、それを総合的にまとめ上げてという

ところのマネジメントする人が、誰かがいさえすればできる話。

したがって、①番の質問の要旨は、そういうことでございますので、ぜひひとつ、小布施町が全国初の、そういう高齢者向けの教育体系をつくっていただきたいと。あるいは、もう既に半分以上ができて、それらをきちんと整理するつもりはございませんかということでございます。

2つ目であります。取り組みの姿勢ですね。

これは、個人によってみんな違うんですけども、一番大事なのは、最後に書いておきましたけれども、1人1役、みんなが現役の地域づくりを基調に、周囲の人にはそれを尊重する土壌というのをやっぱりつくっていくということが、すごく大事なことでありまして、やっぱり高齢者は、余り先長くないんだから放っておけという話じゃなくて、やっぱり、あの人は日ごろこんなことを言っていたよと、だから、あの人のそういう考え方、尊重してやらなきゃだめだよとかというふうなフォローしてくれる人というのは、やっぱり地域の住民なんです。

そういうことをしてくれるような、やっぱり土壌というのをつくっていく、そのためには、長い時間かけてやっていかなきゃいけないんだろうというふうに思っております。

3番目は、これは制度の問題ですから、今、深くあれするつもりもありませんけれども、そういった大きな流れの中で、そういうものも含めて、考えていったらどうでしょうかということであります。

とりあえずここまでで、質問を一旦区切らせていただきます。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小林 茂議員の質問にお答えしたいと思います。

全ての人が小林議員のように考えていただいたら、本当に、町としては大変ありがたいことだと思います。

小林議員のおっしゃる内容から考えますと、最近よく耳にする終活という言葉が当てはまるのかなと思います。「終活」と書きますが、終活とは、死と向き合い、自分らしい最期を迎えるための準備のことですけれども、それにはさまざまな形があります。必ずしも高齢者だけが必要とするものでもなく、また働き盛りでも、自分の老後について、今から準備をしておく方もいらっしゃいます。

自分自身の意思を尊重しながら、人生最後の日まで生きていくには、大前提として、自分

が今までどう生きてきたか、残りの人生をどう生きていきたいか、その中でも何を優先したいかを考え、その実現に向けての自分自身の努力や、家族や別居親族、そして地域とコミュニケーションを図り、理解をして、協力してもらうことが必要になると思われます。

小林議員がおっしゃる、高齢者のライフプランに行政がかかわるとすれば、先ほど話されたとおり、学習の場の提供とか、つまり、町では公民館活動における生涯学習ではないかと考えます。生涯学習は、自分自身を高めるために、みずから学ぶ学習であり、町民の皆さんの学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供し、趣味や教養の講座だけではなく、生活課題や地域課題に向き合った学びの場を提供しています。

議員のご質問に近い講座として、平成29年3月に、「知っておきたい遺言・相続の基礎知識」をやっております。また、本年2月には、「幸せな楽しい生き方を見つけよう・今から始める終活」と題した講座も開催しております。

この2月に開催した講座では、講師がエンディングノートを使いまして、自分のことや体の状態のこと、お葬式やお墓のこと、預貯金の口座、暗証番号のことなど、多岐にわたって、書き残しておいたほうがよいと思われることを学びました。

今回の講座で使ったエンディングノートは、ほかにもいろいろな様式のもの書店などで販売されています。ご質問の、議員の言われる総合的生涯学習体系やワークシートをつくらどうかということですが、総合的生涯学習体系というのはちょっと、まだ私には、すぐに頭に浮かんでこないんですけれども、今後研究をしたいと思いますが、ワークシートにつきましては、市販のエンディングノートの活用も有効ではないかと考えます。

また、もしものときに笑顔でいられるためにということで、須高地域医療福祉推進協議会で作成した「リビング・ウィル 終末期医療・ケアについての生前意思表示」という冊子も、5年ほど前から、町や須高地域の講演会などでPRし、配付されております。須高3市町村で取り組んでいるところです。

さらに、住民の皆さんの主体的な活動として、小布施若者会議の福祉・教育チームとまちづくり委員会の福祉部会と共同で、昨年夏と今年冬に開催されました自分史入門講座は、これまでの自分を振り返り、人生で大切にしてきたことを再確認するとともに、これから自分らしくどう生きるかを考えるきっかけになったと、参加者の皆さんから大変喜ばれていました。

今後もこの講座を継続的に続けたい、さらには、小布施独自のエンディングノートを考案したいとのことですので、町としても大いに期待し、協力していきたいと思っております。

また、高齢者全員を対象とした自己研さんの場をとというご質問ですけれども、個々に価値観の違う皆さんに強制的に集まっていただくことはできませんけれども、1人でも多く、特に、ふだんから講座などに参加していただけない方にどう呼びかけていけばよいかという、そういった課題がありますので、それもまた今後の研究課題としたいと思います。

それから、次に、1人1役、みんなが現役の地域づくりを基調にとという、周囲の人にはそれを尊重する土壌の醸成が必要ではというご質問ですけれども、議員のおっしゃるとおり、理念として、1人1役、みんなが現役の地域づくりは大変重要なことです。高齢だから何もできない、支えられる側、支えるのは若い者とか、介護の認定を受けているから支えられる側、障害があるから支えられる側というようなことではなく、年齢や性別、障害の有無に関係なく、みんなが自分の住んでいる地域をこんな地域にしたいと、お互いに自分のことを宝と考え、役割を持って行動することが、相互に刺激を受け、気づきやひらめきにつながり、皆がいつも笑顔でいられるまちになっていくのではないのでしょうか。

昨年の町政懇談会で、松村自治会の支え合い地域づくりの事例をご紹介させていただきました。これも、その形に近いものと思われま。地域によって、こんな地域にしたいの「こんな」は違っても、自分事として捉え、多くの皆さんに、お互いさまの支え合いまちづくりにかかわっていただきたいと考えております。

最後に、議員のご質問でいただいています認知症保険の拡充と賠償保険制度の公費による負担または補助と買い物弱者への支援ということでもありますけれども、平成31年1月1日現在の介護認定情報から見ると、小布施町で何らかの認知症状のある人は411人、介護認定者511人のうち8割となっています。うち、徘徊のおそれがある人、要は体がある程度動けて、お元気で、認知症状が重たい方ですね、そういった方が155人ほどということになっております。

議員ご質問の認知症保険は、さまざまな種類がありまして、最近複数の生命保険会社を取り扱い始めています。恐らく今後も、この手の種類の保険は拡充されて、増えていくものと思われま。町としても、今後どのくらいの方が加入するのかを注視していきたいと思ひます。

認知症の人が損害を与えた場合の賠償保険制度については、幾つかの地方自治体で導入しています。平成29年11月、神奈川県の大和市が全国で初めて導入し、本年4月からは兵庫県神戸市が、市民税に上乗せして開始することになっております。いずれも、認知症の方の見守りネットワークの登録とセットということになっているようです。

個人として賠償保険に加入する場合、自動車保険とか火災保険のオプションとして加入することになり、保険会社によって異なりますが、1,000円から2,000円程度の保険料とのことです。また、運転経歴証明書は、長野県の場合、発行手数料が1,100円とのことです。

これらの公費による費用負担については、今のところ、必要に迫られている状況にあるのかどうか、ちょっと確認しておりませんので、認知症施策を進める上で、国全体の動向を注視する中で、公費負担が必要かどうか判断してまいりたいと思っております。

また、買い物弱者への支援策については、既に実施しているタクシー利用助成、それから福祉バスなどの福祉施策のほか、地域のボランティアさんによる送迎などがありますが、現在検討を進めている公共交通を含めて、小布施全体の公共交通を構築する必要があります。

小林議員のおっしゃる総合的生涯学習体系というものが、ちょっとどういう形になるか、私も、まだはっきりしていませんが、その中でどう位置づけていくのか、今後のまた研究の課題としてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、二、三再質問させていただきます。

高齢者になればなったで大変なんです。この間、運転免許証の更新のための認知症の検査か何かある、はがきがきたんですけれども、申し込んだら3カ月先だというんです。そんなの当たり前だと言われました。それで、3カ月先にそれをやって、その後また事前講習があるんですね。それがまた3カ月ぐらい先にならないとだめみたいですから、半年前からやっていたらいいと免許が取れない、更新できない。うっかりしていると免許の更新時期が過ぎちゃう。それが実態、この辺でもそうなんです。

答弁の中で、大変親切な答弁をいただきました。いろいろ、こういうこともやっています、ああいうこともやっています、それらは重々承知の上で、この質問をしまして、一番やっぱり私が訴えたかったことは、ただ一つです。

この、こういうふうなことは、年齢的には、やっぱり50歳ぐらいが起点じゃないかなと思うんですね。したがって、50歳とか55歳がスタートであって、もう70歳、80歳というのは、ただ実行するだけの話ですから、そんなに大きな問題持っているわけじゃないんですよ。

じゃなくて、考えるのは、もっと前から考えなきゃいけないので、やっぱりそういう意味で、現役の世代の後半から、もうそろそろこういうのを、やっぱりきちんと考えるような、そういう制度をつくってあげることが大事だろうというふうに思うんです。

例えば、町の教育部門にしても、公民館部門にしても、生涯教育という大きな職務を持っているわけでありますので、そんな中でつくれば、つくり上げることは可能だと思うんです。そして、私が言っている総合的な体系というのは、どういうことかといったら、くどいほど申し上げました。何となくわかってきていただけるんだらうというふうには思うんですけれども、やっぱりこれは、よくわかっている行政マンが、やっぱりある程度は、体系だけは考えていかなかったら、できない問題があると。

個々のところは、ノウハウなんか幾らでもあるわけです。それって、集めればいいわけですね、整理すればいいわけですけれども、一番もとは、やっぱり、その仕組みをつくるのは、やっぱりそういうことだらうと思います。

冒頭申し上げましたけれども、そういうふうなことが説明できたかどうかわかりませんが、それらをつくり上げれば、絶対、全国の全ての自治体に需要はあるはずですよ。そして、そこに講師を送れば、小さな会社ができます。とにかくやるべきだというふうに思うのでありまして、年寄りいっぱいいるんだから、年寄りいっぱい使えばいいんです。できるんです。

そんなことで、ぜひ検討をお願いしたいんですが、最後に一つだけ、これ、若い人がすごく大事なんです。若い人たちの理解がなければだめなんです。そういう意味では、そういう地域、あるいは住んでいる住民全ての、やっぱり高齢者に対する意識というものを、もっと別な意味で持ってもらおうようにしていかなきゃいけないんだらうというふうに思うんです。

もっともっと関心を持ってもらおうと。おやじ、おふくろは元気で家にいればいって、そんなふうなことで、それでいいんだというふうに済ますんじゃなくて、そこから先、どういうふうと一緒に生きていくかということをやっぱり考えるような、そういうふうな若い人たちのところも、ぜひ考えていただきたいと。

そういう意味で、最後に一つだけ、もしこれをやろうとしたときに、私は出前でやるべきだらうというふうに思うんです。その辺のところについて、どんなふうにお考えになっているか、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小林議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

すごい、とてもいい発想をしていただいて、本当にそれが実現できたら、本当に町として

も、行政としても、大変ありがたいことだとは思いますが。私も、今皆さんが一人一人、本当にそういうことが大事だということを知っていただくには、やっぱり個別に小さい単位で、身近なところで、少人数でお話しさせていただくのが、一番いいのかなと思っております。

今、町政懇談会でもお話ししたように、各自治会で地域の支え合いづくりのための、そういった協議体みたいなものをつくろうとしているんですけども、そういったところでも、これからそういった、地域のために何が必要かという学習会をやっていく中でも、やっぱりその中で暮らしていく、その中の地域の1人として、自分はどうやって生きていくかというようなことも一緒に考えていく場としても、とても最適だと思いますので、そういったところで、生活支援コーディネーターさんとも一緒に協力しながら、そういったことを皆さんにお披露目して、必要性をできるだけアピールしていくような形をとっていければなと思っております。

また、ちょっと具体的に、議員さんのお考えになっている、お手元にあるプラン等もまた見せていただいて、しっかりと勉強させていただいて、町の事業の中で上手に取り入れていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林 茂議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定によりまして、本日の会議はこの程度にとどめまして、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれを持って延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略をいたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 2時51分